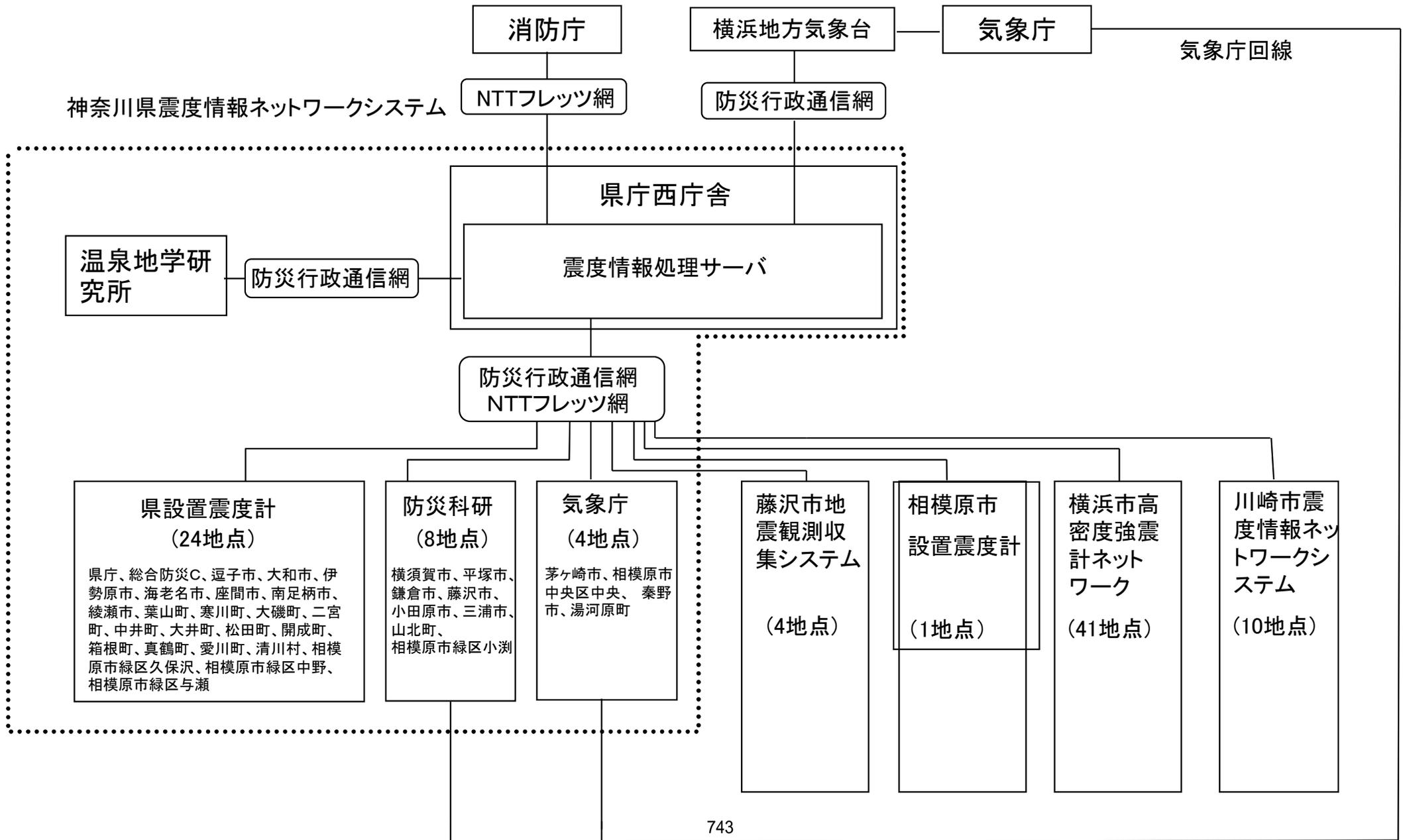


神奈川県震度情報ネットワークシステム概要図



神奈川県災害情報管理システム運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）に基づく災害時の応急活動を円滑に実施するために整備した、神奈川県災害情報管理システム（以下「システム」という。）の運用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災関係機関 災害対策基本法第2条第1項第4号、第5号及び第6号に定められた指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに、その他の公益的事業を営む者をいう。
- (2) システム利用機関 システムを利用する県機関、市町村、防災関係機関をいう。
- (3) システム管理者 神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課長をいう。

(利用できる情報)

第3条 システムにより利用できる情報は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害情報 システム利用機関が第4条の規定に基づき報告する被害、被害復旧、応援要請、応急措置及び災害対応方針等の情報
- (2) 防災基礎情報 災害時における応急対策の実施ために必要となる公共施設等の基礎的な情報
- (3) 文書情報 応急措置に関するマニュアル等の資料情報
- (4) 関連システム情報 他のシステムからオンライン結合により提供される雨量水位等の情報

(報告の依頼)

第4条 神奈川県くらし安全防災局（神奈川県災害対策本部統制部を含む。以下「県くらし安全防災局」という。）は、被害の発生又は被害の発生の可能性があると判断したときは、システム利用機関に対して県防災行政通信網の一斉指令機能等によりシステムを利用した情報収集開始の通知及び第5条に基づく報告を依頼する。

(システム利用機関が行う報告)

第5条 市町村または消防本部は、前条の規定による報告の依頼を受けたときは、当該所管区域に係る被害、被害復旧、応援要請、応急措置等の情報を収集し、システムにより報告する。また、あわせて派遣された広域応援部隊等の状況及び災害対応の方針等もシステムへの入力により報告する。

2 市町村及び消防本部以外のシステム利用機関は、前条の規定による報告の依頼を受けたときは、県地域防災計画その他災害対策基本法の規定により各機関が定める防災計画に基づき、所管業務に関する被害、被害復旧、応援要請、応急措置及び災害対応方針等の情報をシステムに入力することにより報告する。

3 前3項の規定に基づく報告内容の詳細は、別に定める。

4 第1項、第2項及び第3項の規定に関わらず、システムによる報告が困難な場合にあつては、ファクシミリや電話等による県くらし安全防災局または地域県政総合センター（県現地災害対策本部を含む。以下「地域県政総合センター」という。）への報告をもって、システムによる報告に代えることができる。

5 前項の規定により、報告を受けた県くらし安全防災局または地域県政総合センターは、システム利用機関に代わってデータの入力を行う。

(報告内容の確認)

第6条 県くらし安全防災局は、システムにより報告された被害情報等を確認し、訂正等の必要がある場合は、当該システム利用機関に対して入力された情報の訂正等を求める。

(災害の終結)

第7条 システム利用機関は、第5条に基づく報告内容を終結する場合は、最終報告を行う。

2 最終報告後にシステム利用機関が報告内容の追加又は訂正を行う場合は、県くらし安全防災局に終結の解除を依頼し、終結が解除された後に、改めて最終報告を行う。

3 県くらし安全防災局は、すべてのシステム利用機関からの最終報告があつた場合は、災害の終結を行う。

(利用機関ID及びパスワードの設定)

第8条 システム管理者は、システムの適正な利用を図るため、利用機関ID及びパスワードを設定し、システム利用機関に通知する。

2 システム管理者が特に必要と認めた場合は、パスワードを変更し通知する。

(利用者の遵守事項)

第9条 システムを利用する者は、システムの利用により知り得た情報を防災に関する業務以外の目的で利用又は提供しない。

2 利用機関ID及びパスワードは、各機関が適切に保管し、管理する。

3 通信等に障害等が発生した場合は、遅滞なくシステム管理者に報告する。

(研修の実施)

第10条 システム管理者は、システムを利用する者が、システムを活用した防災業務を円滑に実施できるよう、利用マニュアル等の整備に努めるとともに、定期的な研修を実施する。

(調整)

第11条 システム管理者は、システムの円滑な利用が図られるよう、県機関、市町村及び防災関係機関との間で、必要な連絡調整を行う。

(細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、システムの運営に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 神奈川県防災情報ネットワークシステム運営要綱（平成7年4月1日施行）は、廃止する。

3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

7 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

8 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

9 この要領は、令和6年12月1日から施行する。

神奈川県災害情報管理システムの運用手順

平成20年4月1日施行
平成21年9月11日改正
平成26年4月1日改正
平成30年4月1日改正
令和3年6月1日改正
令和5年4月1日改正

1 趣旨

この運用手順は、神奈川県災害情報管理システム運営要綱（平成20年4月1日危機管理対策課長通知）に基づき、神奈川県災害情報管理システム（以下「システム」という。）を利用して災害情報収集、報告を行うときに必要な手順を示すものである。

2 運用時間

システムは、保守点検等による停止を除いて常時運用とし、システム利用機関は、いつでもシステムを利用することができる。

3 システムを利用して情報を収集する事象

県くらし安全防災局（県災害対策本部統制部等を含む。以下同様。）は、次の事象が発生したときにシステムを利用して情報を収集する。

- (1) 県内で震度5弱以上の地震を観測したとき
- (2) 津波予報区の「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき
- (3) 県内に大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪または高潮警報のいずれかが発表されたとき
- (4) 県内に大雨、暴風、大雪、暴風雪又は高潮特別警報のいずれかが発表されたとき
- (5) 県内に地震災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- (6) その他、県くらし安全防災局が必要と認めるとき（大規模林野火災、大規模事故など）

4 情報収集の開始

県くらし安全防災局は、3に掲げる事象が発生したときは、直ちに災害名を命名し、システムに登録する。また、報告を求めるシステム利用機関に対

して県防災行政通信網の一斉指令機能等により情報収集の開始及び報告依頼を通知する。

情報収集の開始及び報告依頼を通知された端末機利用機関は、速やかにシステムを起動するとともに県くらし安全防災局が登録した災害名を選択の上、災害関連情報の報告を開始する。

【関連】 第1号様式 神奈川県災害情報管理システムによる情報収集開始通知

5 消防庁第4号様式の報告

県くらし安全防災局は、報告を求めるシステム利用機関に対して、指定する時点(以下、「指定時点」という。)の情報報告を依頼することができる。なお、この依頼については、県防災行政通信網の一斉指令機能及びシステム等を利用して通知するものとする。

【関連】 第2号様式 被害情報の報告依頼

6 報告内容

報告を行う機関は、システムの各機能を利用して、次のとおり情報の入力を行う。

(1) 被害件数報告

市町村は、県くらし安全防災局の依頼に応じて、指定時点の被害件数等について、「消防庁報告様式4-2」機能を利用し、報告する。

なお、被害件数情報を報告する際の認定基準は、「災害報告取扱要領(昭和45年4月消防防第246号消防庁長官通知)」の「第2 記入要領」によるものとする。

(2) 県・市町村本部設置状況

県くらし安全防災局、地域県政総合センター(県現地災害対策本部等を含む)及び市町村は、災害等の対応のために特別な配備体制をとったときは、「収集」メニューの「本部設置」機能を利用し、その体制を入力する。

(3) クロノロジー対象情報

ア システム利用機関は、所管する業務に係る災害関連情報が判明次第、速やかに、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用し、報告する。

イ クロノロジーへの入力は、報告が可能な情報から、順次入力していく。

ウ 入力に当たっては、情報の内容が判明しやすい件名を入力し、その内

容に応じて、重要度及び区分を選択する。なお、報告内容が人的被害に係るときには、区分は必ず「人的被害」を選択する。

エ 報告内容は、原則として情報内容欄に入力する。一度クロノロジーに登録した情報について、時間の経過により新たに把握した情報、判明した状況があれば、情報内容欄の最上部に追記し、情報を更新する。また、入力する情報に関する位置情報（住所等）が判明している場合には、地図中心点の設定を行う。

なお、入力した情報を補うために、5メガバイト以内の写真や文書ファイルを添付することができる。

オ 関係機関による災害関連情報の共有が目的であるため、公開区分は原則として「公開」を選択する。ただし、他機関に情報を閲覧させることのできない特段の事情がある場合は、「非公開」を選択することにより、他機関からの情報の参照を制限することができる。

カ クロノロジーに入力した災害関連情報に対する対処状況等については、逐次「対処内容」欄に追加して入力することができる。

(4) 自衛隊の派遣要請

ア 市町村は、自衛隊の派遣を要請したときは、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用し、その内容を入力する。

イ 県くらし安全防災局は、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用し、市町村からの自衛隊派遣要請に対する措置状況を入力する。

ウ システムへの入力、自衛隊派遣要請情報の共有を目的として行うため、正式な要請は、別に定められた方法で実施する。

(5) 緊急消防援助隊の要請

ア 市町村は、緊急消防援助隊を要請するときは、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用し、その内容を入力する。

イ 県くらし安全防災局は、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用し、市町村からの緊急消防援助隊の要請に対する措置状況を入力する。

ウ 県くらし安全防災局の求めに応じて、市町村が緊急消防援助隊派遣可能隊数の報告を行うときは、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用し、その内容を入力する。

エ システムへの入力、緊急消防援助隊要請情報共有を目的として行うため、正式な要請は、別に定められた方法で実施する。

(6) 避難勧告・指示等の状況

ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域について、発令・解除の権限を有する機関が、その権限を行使した

ときは、「収集」メニューの「避難勧告・指示」機能を利用し、速やかにその状況を入力する。また、市町村は、自主避難の状況を確認したときも速やかにその状況を入力する。

イ 県くらし安全防災局は、システム上に報告された上記4情報について、原則として速やかに県災害情報ポータル等を通じて、その状況を公開する。

(7) 避難所開設状況

ア 市町村は、管内にある避難所を開設又は閉鎖した場合は、「収集」メニューの「避難所」機能を利用し、速やかにその旨の入力を行う。

イ 本情報については、原則として、県災害情報ポータル等を通じて速やかに公開する。

(8) 備蓄物資管理

ア 市町村は、「収集」メニューの「備蓄物資」機能を利用し、平時から備蓄物資の管理を行うことができる。

イ 市町村は、同機能を利用し、災害時における物資の払出等を行う。

(9) 応援物資

ア 市町村は応援物資を要請するときは、「収集」メニューの「応援物資」機能を利用し、その内容を登録する。

イ 県くらし安全防災局は、市町村の要請に対する措置状況を「収集」メニューの「応援物資」機能を利用し、登録する。

(10) 広域防災拠点

県及び市町村は、広域防災活動拠点、広域防災活動備蓄拠点及び広域応援活動拠点について、「収集」メニューの「広域防災拠点」機能を利用し、開設状況・日時等の情報を入力することができる。

7 Lアラートへの公開

市町村は、「収集」メニューで入力した避難勧告等及び避難所開設情報に関し、Lアラートへの公開を行う。

8 緊急速報メール

県及び市町村は、「公開」メニューの「緊急速報メール」機能を利用し、NTTドコモ、au、ソフトバンク及び楽天モバイルに対し、緊急速報メールの配信を依頼することができる。

9 代行入力

県くらし安全防災局及び地域県政総合センターは、収集した情報を当該機関に代行してシステムに入力できる。なお、地域県政総合センターが代行入

力を行うのは、原則として所管の市町村に関する情報とする。

10 システムを利用できない場合の処置

システム利用機関は、諸般の事情により、システムを利用した報告ができないときは、ファクシミリや電話等の代替手段により報告を行う。

11 災害報告資料の作成

県くらし安全防災局は、入力された情報をとりまとめ、記者発表資料をはじめとする災害報告資料を作成し、関係機関に提供するとともに、県ホームページ等を通じて公開する。

12 文書フォルダ

システム利用機関は、文書フォルダ機能を利用し、業務上必要な書類等を登録することができる。

13 掲示板

システム利用機関は、業務上必要な事項を掲示板に掲載し、情報の共有化を図ることができる（ただし、クロノロジーで報告すべき事項を除く）。

システム利用機関は、掲示板に掲載された事項に対して、関連情報を投稿することができる。

県くらし安全防災局は、システム管理上、必要と判断するときは、予告なく掲示板に掲載された内容を削除することができる。

14 システムによる情報収集終了

県くらし安全防災局は、発生した災害について、これ以上情報を収集する必要がないと判断した場合は、県防災行政通信網の一斉指令機能等を利用して、システムによる情報収集を一旦終了することを通知する。

【関連】 第3号様式 神奈川県災害情報管理システムによる情報収集の終了通知

15 被害情報の確定報告

県くらし安全防災局は災害の終結を行うため、報告機関に対して被害の確定報告依頼を通知する。報告機関は、県くらし安全防災局が指定する期日までに確定報告を行う。

【関連】 第4号様式 被害情報の確定報告依頼

16 災害の終結

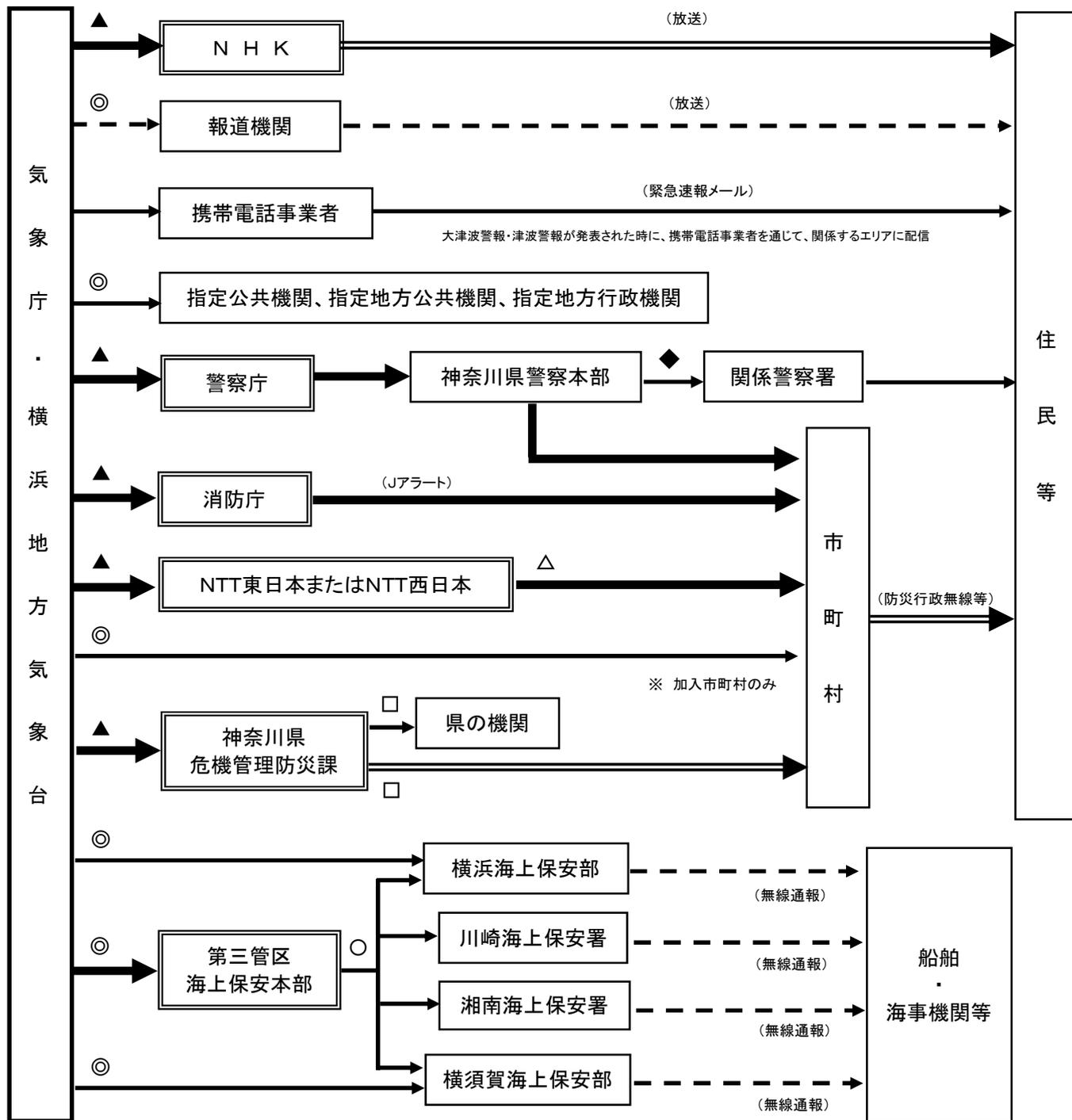
県くらし安全防災局は、全報告機関の確定報告が完了したとき、災害の終結を行う。

訓練モードの利用

システム利用機関は、訓練モードを利用し、随時、システム操作訓練を行うことができる。

津波警報等の伝達系統図

令和7年4月1日現在

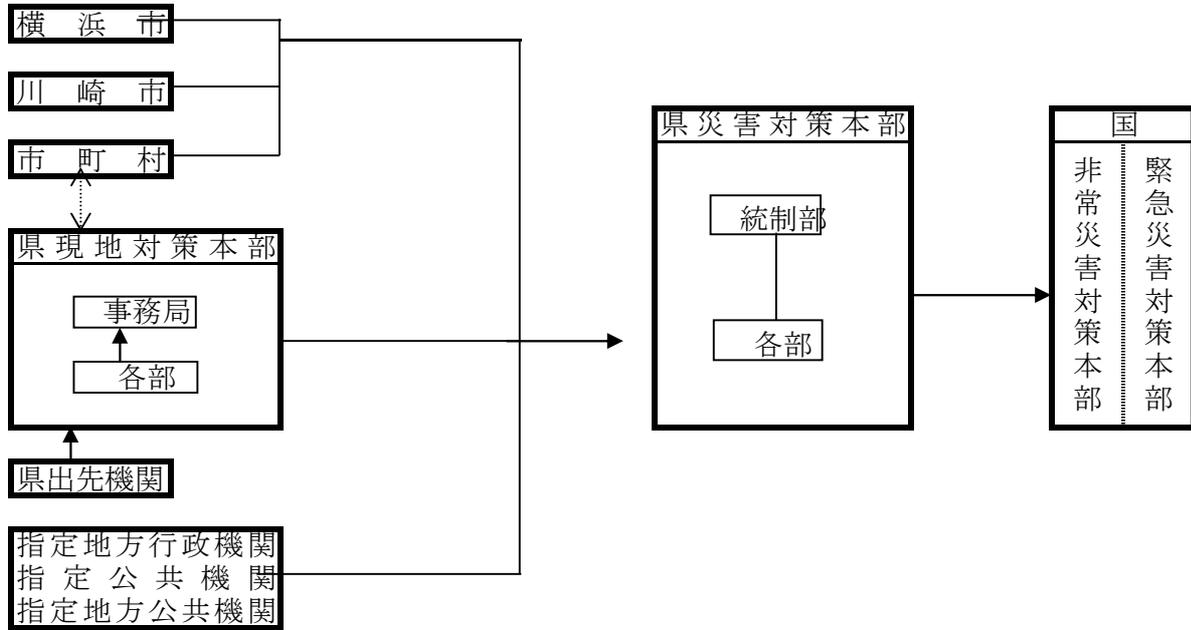


- 凡例
- 法令（気象業務法等）による通知系統
 - - - 法令（気象業務法等）による
公衆への周知依頼及び周知系統
 - 地域防災計画、行政協定その他による伝達系統
 - ⇒ 特別警報が発表された際に、通知もしくは
周知の措置が義務つけられている伝達経路
 - ▲ オンライン
 - ◎ 防災情報提供システム
 - 専用電話・FAX
 - △ 加入電話・FAX
 - 県防災行政通信網等
 - ◆ 自営無線等
 - 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

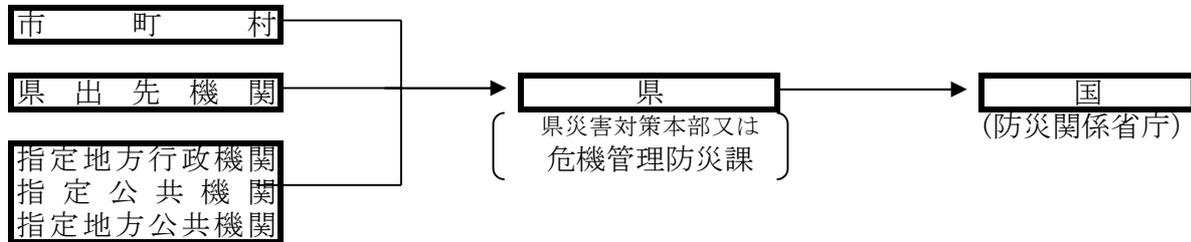
被害状況等の収集・報告内容及び報告系統図

1 被害状況等の報告

(1) 現地対策本部が設置された場合

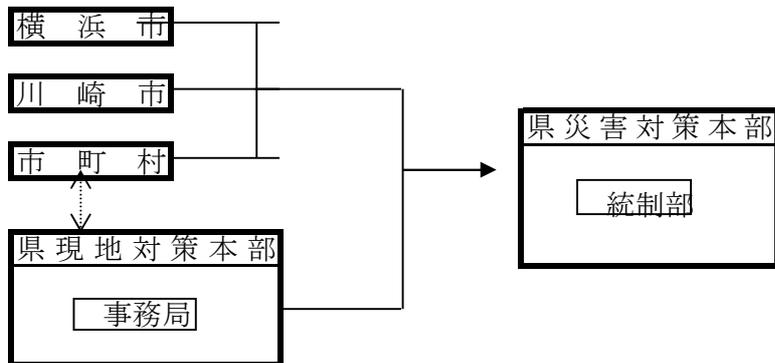


(2) 現地災害対策本部が設置されない場合

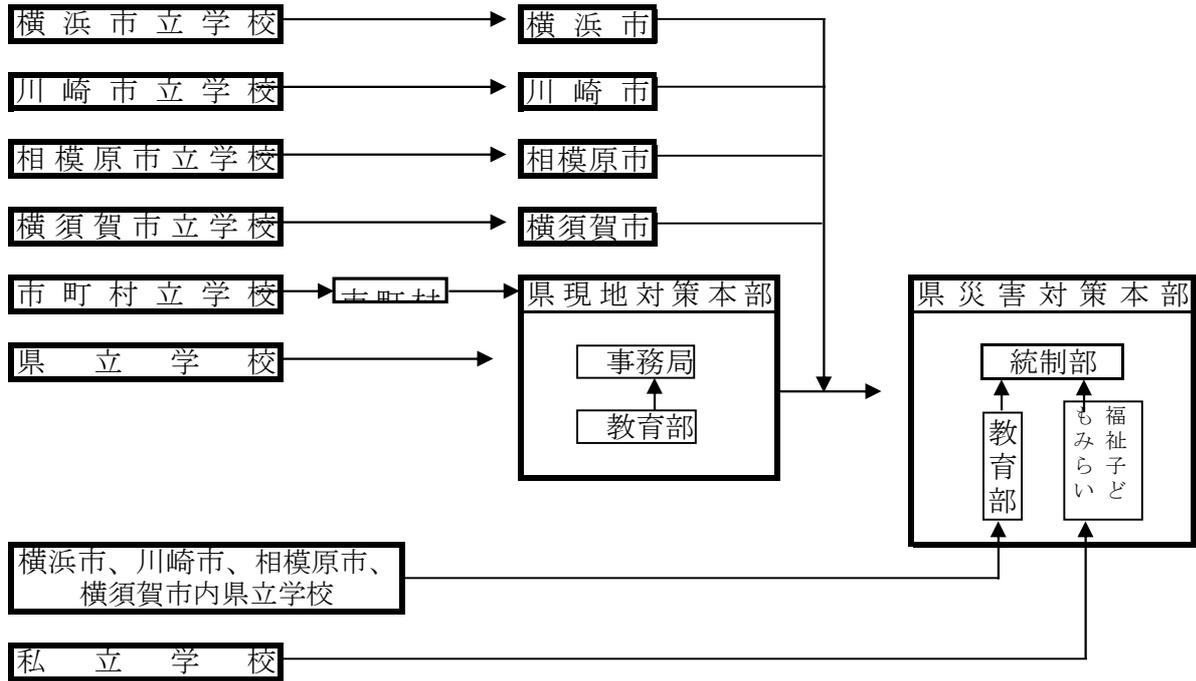


2 被害区分別報告系統

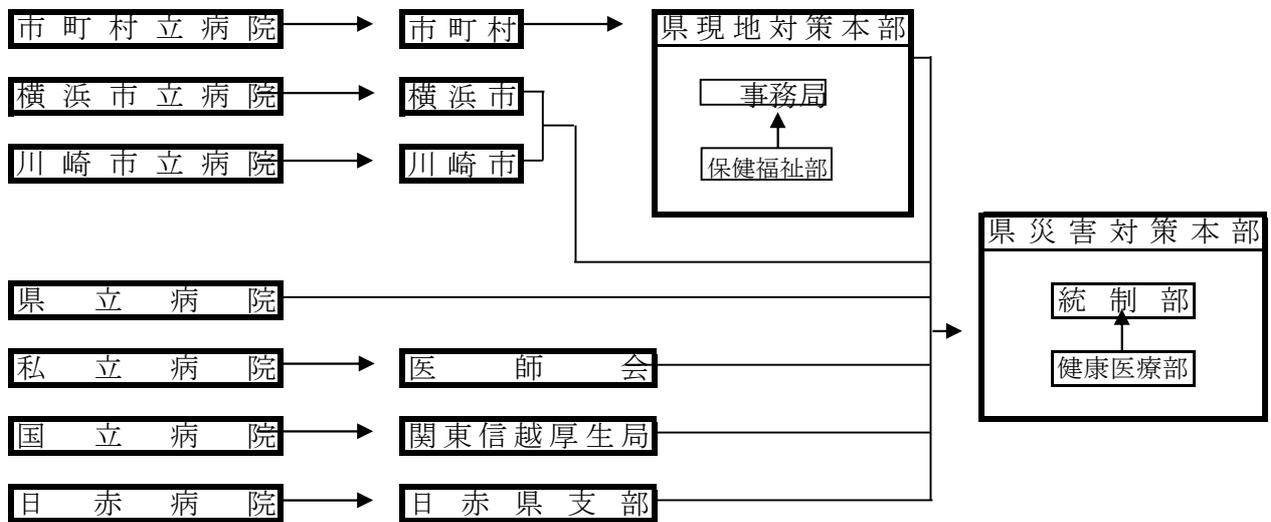
(1) 人的被害、建物被害等



(2) 文教施設被害



(3) 病院被害



(4) 道路、橋りょう被害

○高速道路、有料道路

東日本高速道路(株)
関東支社

中日本高速道路(株)
東京支社

首都高速道路(株)

○国土交通省直轄国道

関東地方整備局
横浜国道事務所
川崎国道事務所
相武国道事務所

○政令2市所管道路

横浜市

川崎市

○市町村道

市町村

○県道路公社所管道路

逗葉新道

○その他の道路

湯河原パークウェイ
伊豆箱根鉄道(株)

箱根ターンパイク(株)

○県所管国道・県道

県現地対策本部
(湘南・県央・県西)
事務局
↑
土木部

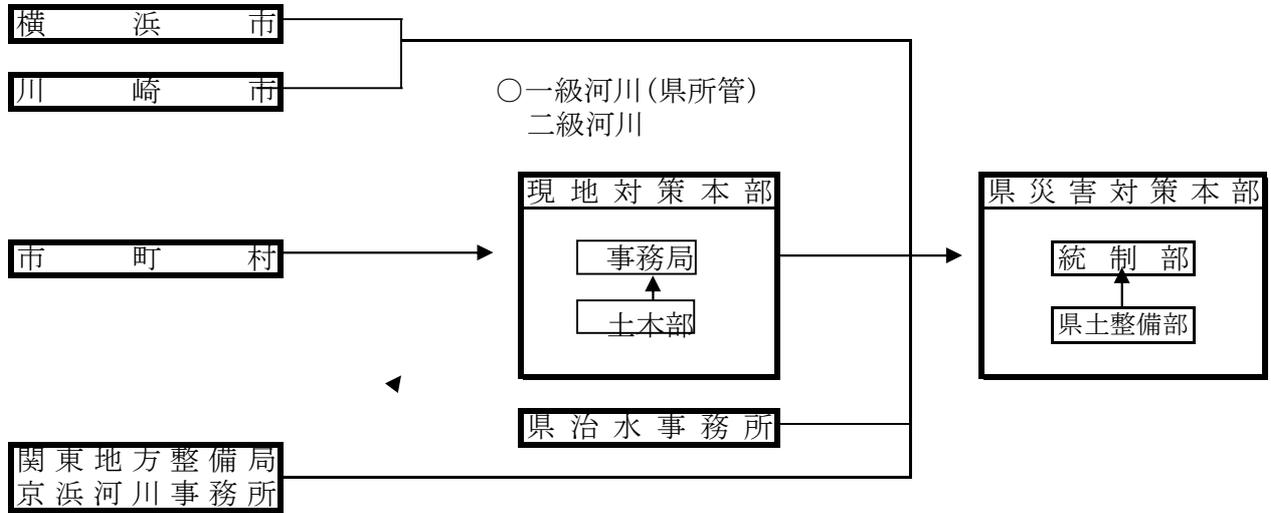
横須賀三浦
現地対策本部
事務局
↑
土木部

県西
現地対策本部
事務局
↑
土木部

県災害対策本部
統制部
↑
県土整備部

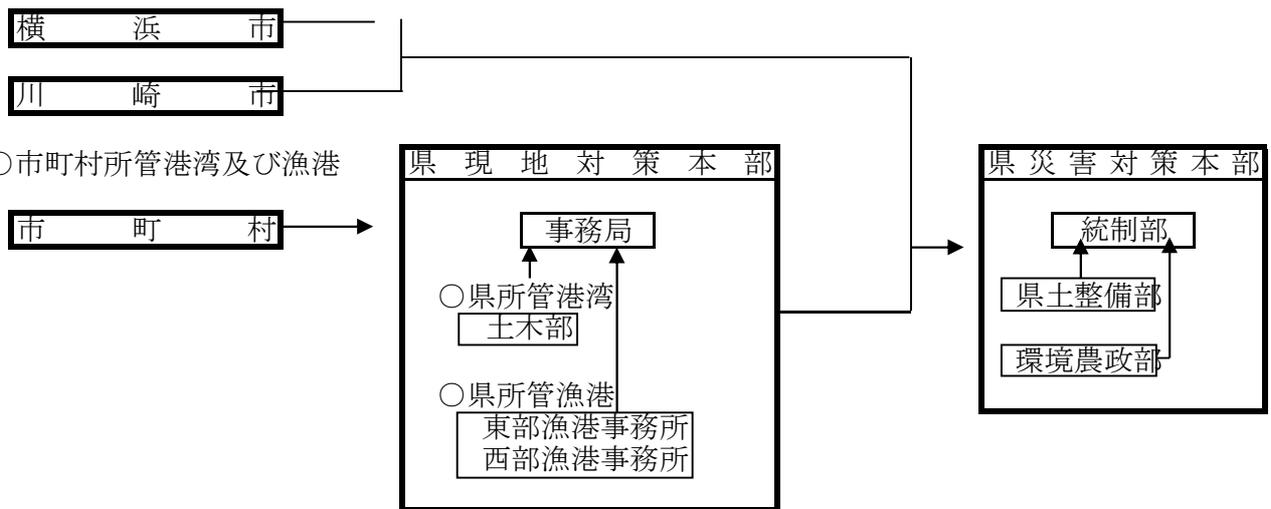
(5) 河川被害

○準用河川(市町村所管)

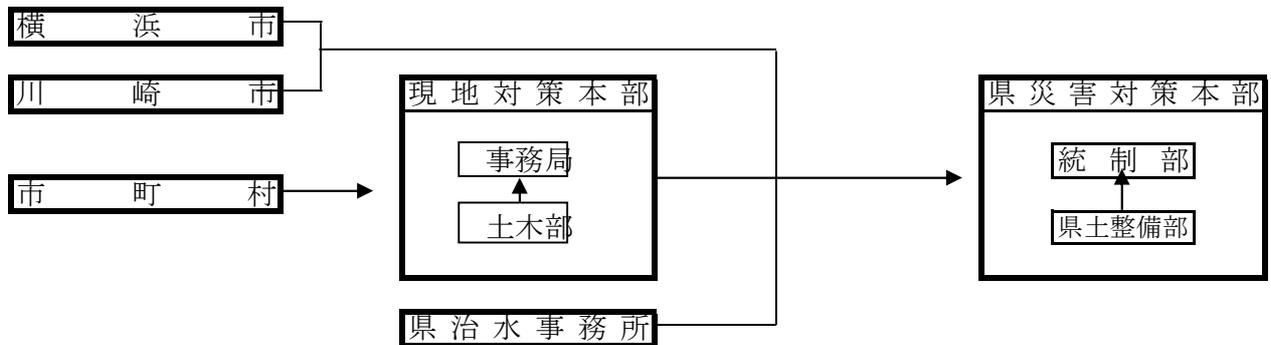


(6) 港湾・漁港被害

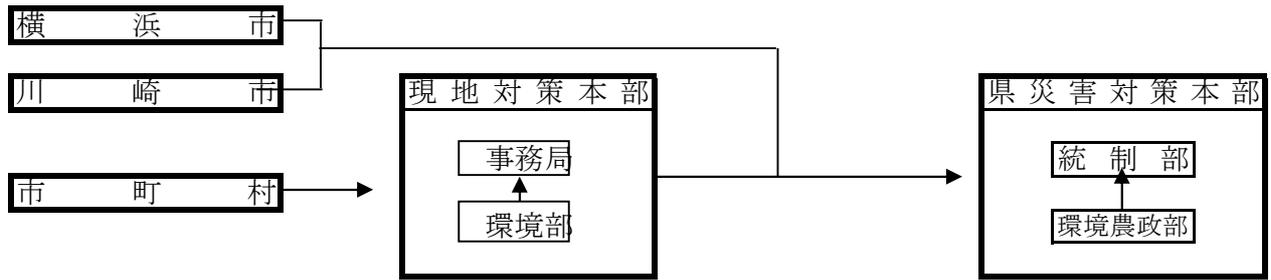
○市町村所管港湾及び漁港



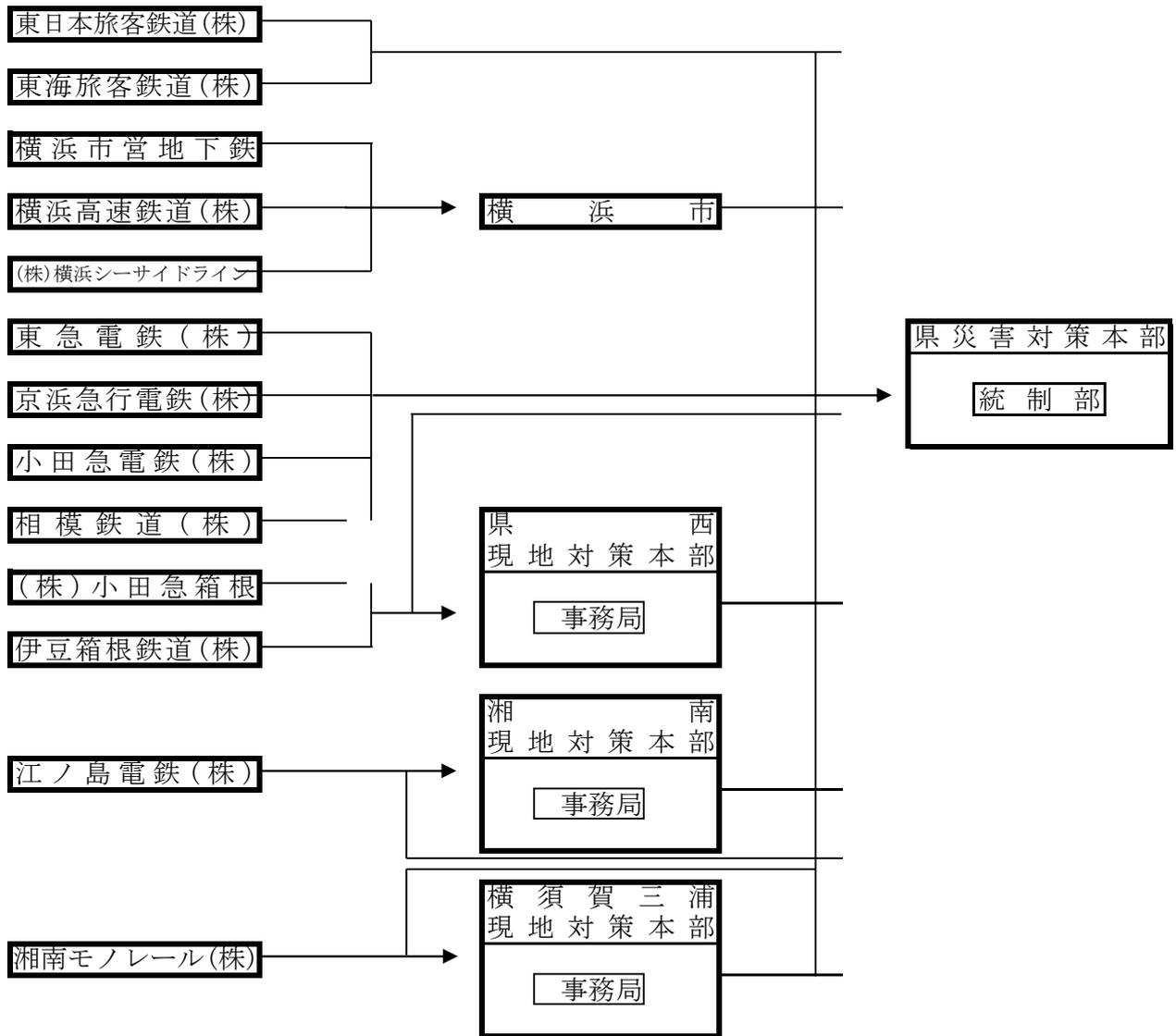
(7) 砂防、がけ崩れ被害



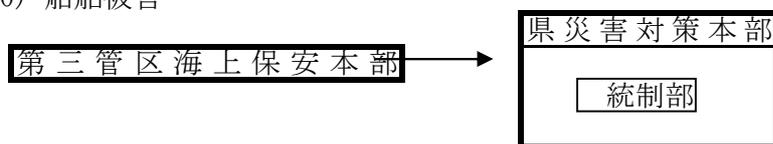
(8) 清掃被害



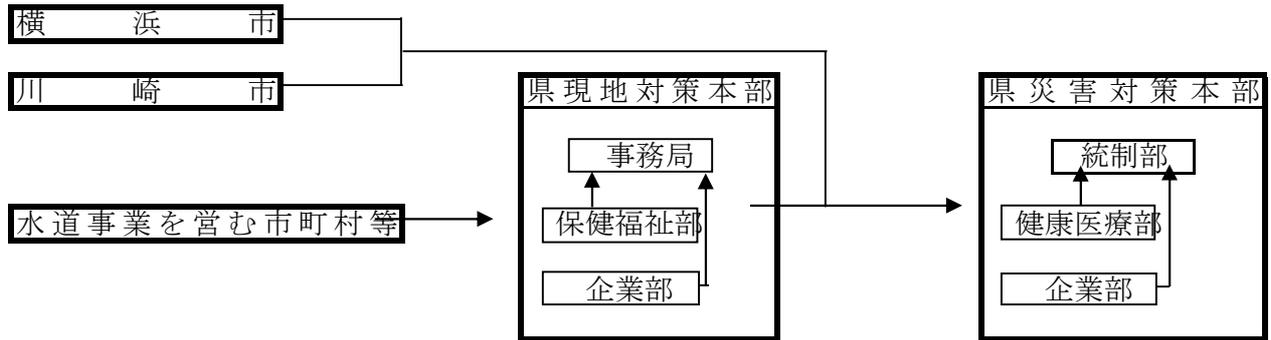
(9) 鉄道施設被害



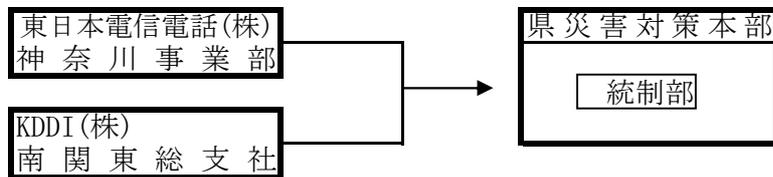
(10) 船舶被害



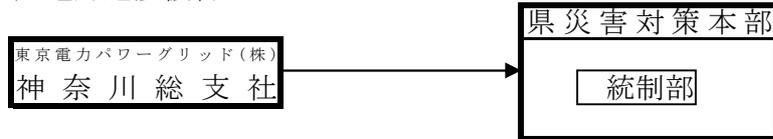
(11) 水道施設被害



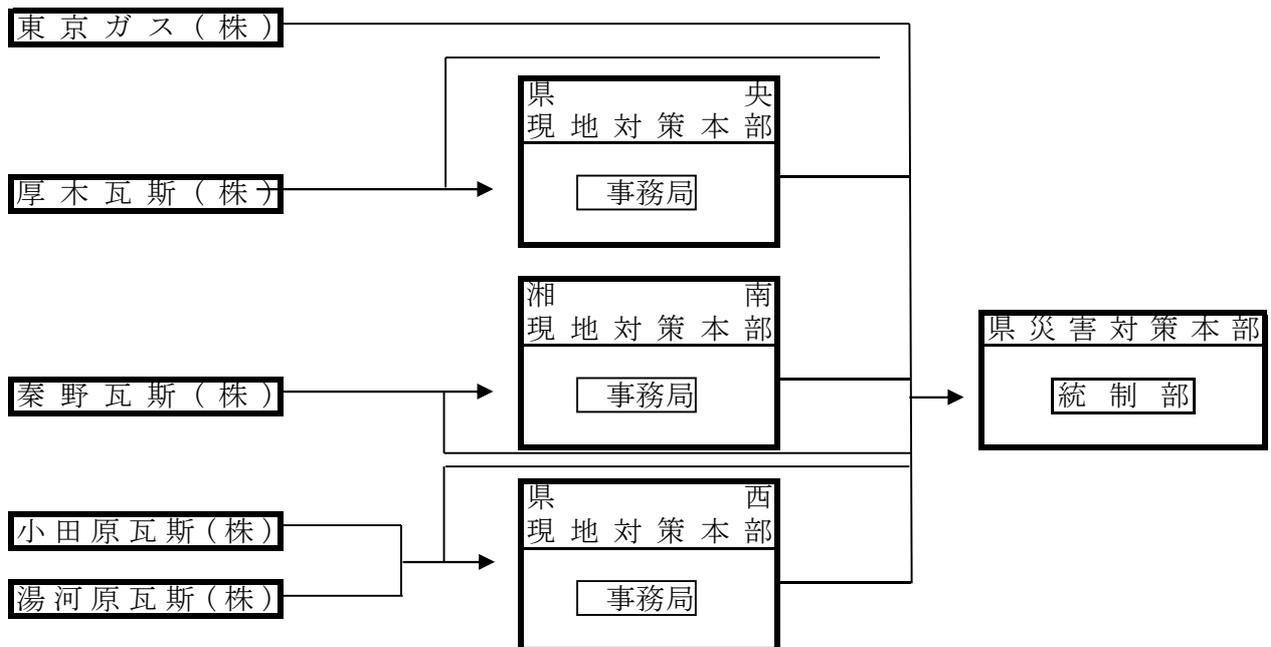
(12) 電話施設被害



(13) 電力施設被害



(14) ガス被害



2 報告の種類

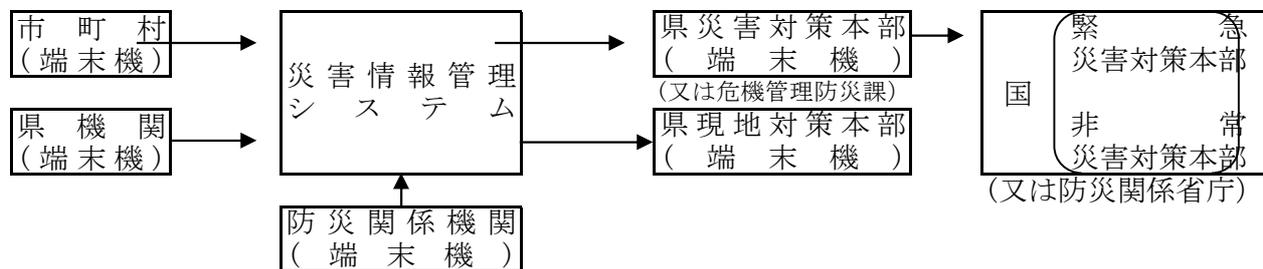
報告の種類及び様式は次のとおりとする。

- (1) 災害発生報告
- (2) 被害中間報告
- (3) 確定報告
- (4) 避難状況・救護所開設状況報告

以上の報告は別表に基づき行う。

3 災害情報管理システムによる被害情報の収集・報告

災害情報管理システムを利用した被害状況等の収集・報告系統は、次のとおりである。



人的・建物被害等 [災害発生
被害中間] 報告

報告の期限	日 時 分	現在	受信時刻	時 分
発信機関			受信機関	
発信者名	TEL		受信者名	
内 容				
発生	日 時	日 時 分		
	場 所			
	原 因			
人的被害	死 者	人		
	行方不明	人		
	負傷者	重 傷	人	
		軽 傷	人	
建物被害	全 壊	棟	世帯	人
	半 壊	棟	世帯	人
	床上浸水	棟	世帯	人
	床下浸水	棟	世帯	人
	一部損壊	棟	世帯	人
	公共建物	棟 ()		
	り災世帯数	世帯		
	り災者数	人		
火災発生	建 物	棟		
	危 険 物	件		
	そ の 他	件		
その他参考事項				

公共施設等被害 { 災害発生
被害中間 } 報告

報告の时限	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名	TEL	受信者名	
内 容			
被害区分	・学校 ・病院 ・道路 ・橋りょう ・河川 ・港湾・漁港 ・砂防 ・清掃施設 ・鉄道施設 ・船舶 ・水道施設 ・電話施設 ・電力施設 ・ガス施設 ・その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(TEL)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

市 町 村				区 分			被 害	
災 害 名				田	流出・埋没	h a		
					冠	水	h a	
確 定 年 月 日		年	月	日	畑	流出・埋没	箇所	
						冠	水	箇所
報 告 者 名				学	校	箇所		
区 分				病	院	箇所		
人 的 被 害	死	者	人	そ	道	路	箇所	
	行	方 不 明 者	人		橋	り よ う	箇所	
	負 傷 者	重	傷		人	河	川	箇所
		軽	傷		人	港	湾	箇所
住 家 被 害	全	壊	棟	の	砂	防	箇所	
			世帯		清 掃 施 設	箇所		
			人		鉄 道 不 通	箇所		
	半	壊	棟		他	被 害 船 舶	隻	
			世帯			水	道	戸
			人			電	話	回 線
	一 部 破 損		棟		の	電	気	戸
			世帯			ガ	ス	戸
			人			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
	床 上 浸 水		棟		の			
			世帯					
			人					
床 下 浸 水		棟	の	り	災 世 帯 数	世帯		
		世帯		り	災 者 数	人		
		人						
非 住 家	公 共 建 物	棟	火 災 発 生	建	物	件		
		そ の 他		棟	危 険 物	件		
				棟	そ の 他	件		

区 分		被 害	市 町 村 災 害	対 策 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円							
農 林 水 産 業 施 設	千 円						設 置	月 日 時
公 共 土 木 施 設	千 円						解 散	月 日 時
そ の 他 公 共 施 設	千 円							
小 計	千 円							
公 共 施 設 被 害 市 町 村	団 体							
そ の 他	農 産 被 害	千 円						
	林 産 被 害	千 円						
	畜 産 被 害	千 円						
	水 産 被 害	千 円						
	商 工 被 害	千 円						
	そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人				
備 考	1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 消防機関の活動状況 5 その他（避難勧告・指示の状況）							

避難状況・救護所開設状況 速報 報告
中間

報告の时限	日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分				
発 信 機 関		受 信 機 関					
発 信 者 名	TEL	受 信 者 名					
内 容							
避 難 状 況	避 難 先	地 区 名	避 難 勧 告、指 示 の 種 類 及 び 日 時	世帯数	人 数	屋 内 屋 外 の 別	今 後 の 見 通 し
			(勧告、指示、 自主、解	世帯	人	屋 内 屋 外	
			(勧告、指示、 自主、解除)			屋 内 屋 外	
			(勧告、指示、 自主、解除) 日 時 分			屋 内 屋 外	
			(勧告、指示、 自主、解			屋 内 屋 外	
			(勧告、指示、 自主、解			屋 内 屋 外	
救 護 所 開 設 状 況	救 護 所 名	設 置 場 所	収 容 人 数		実 施 機 関		
			重 傷	軽 傷			

神奈川県職員の配備体制別配備人員一覧表

令和7年7月1日

体制	人員(名)	災害対策本部
警戒体制	75	未設置
第1次応急体制	216	未設置
第2次応急体制	770	未設置
第1次本部体制	890	設置
第2次本部体制	4,531	設置

気象庁震度階級関連解説表(抜粋)

(横浜地方気象台)

平成21年3月31日改定

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

くらし安全防災局における警戒体制・応急体制及び気象情報等受伝達体制要領

くらし安全防災局における警戒体制・応急体制及び気象情報等受伝達体制要領

くらし安全防災局（総合防災センター、温泉地学研究所を除く。なお、総合防災センターの配備体制については別に定める。）における気象情報等の受伝達体制のほか、地震、台風等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき、災害対策活動を円滑に行うための警戒体制・応急体制について必要な事項を定める。

1 気象情報等

(1) 自動で伝達する気象情報等

防災行政通信網一斉指令により関係機関に自動で伝達する気象情報等は、別紙【配信される気象情報一覧】のとおりとする。

(2) 手動で伝達する気象情報等

くらし安全防災局の職員により関係機関に手動で伝達する気象情報等は、次のとおりとする。

① 津波情報及び南海トラフ地震に関連する情報

指令情報室設置の石コン FAX により石油コンビナート特定事業所等に FAX 一斉同報を行い、石油コンビナート等防災相互無線により音声連絡する。

② 津波情報

大津波・津波警報(第1報)以降、以前に発表された津波情報から津波の高さが大きくなった場合、又は、津波の高さが新たに発表された場合に県では、配信手順マニュアルに基づき、緊急速報メールの手動配信を行う。

なお、平日日中の場合は危機管理防災課情報通信グループが対応する。

2 警戒体制・応急体制の組織

(1) 勤務時間外・祝休日における対応のため、くらし安全防災局の職員により、15 個の班で構成される当番班を編成する。勤務時間外・祝休日を夜間(17:15～翌 8:30)と日中(祝休日の 8:30～17:15)に分け、それぞれ当番班 1 個班と応援班 2 個班を設定する。

(2) 第 1 次応急体制における配備は、待機幹部職員(上位職及び下位職)、当直主任、当直員、(1)の当番班 1 個班及び応援班 2 個班が対応する。

第 2 次応急体制における配備は、くらし安全防災局の全職員が対応する。

3 警戒体制・応急体制の設置

(1) 警戒体制による配備基準

当番班1個班の職員は、次に掲げる事態が発生したとき、災害応急対策活動を行う。この場合は登庁した待機幹部職員（下位職）が総指揮をとる。

なお、待機幹部職員（下位職）は、台風や大雪対応等、当番班1個班による対応では困難と判断した場合、応援班2個班のうち一方の班を参集することができる。

ア 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪又は高潮の気象警報の発表

イ 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波注意報の発表

ウ 箱根山、富士山に関する火口周辺警報の発表

エ 伊豆東部火山群、伊豆大島、新島、神津島、三宅島に関する噴火警報の発表

オ モニタリングポストにおいて毎時1マイクロシーベルト以上の放射線量を検出したとき

カ その他くらし安全防災局長が必要と認めるとき。なお、勤務時間外・休日等においては待機幹部職員が必要と認めるとき（石油コンビナート事故、高圧ガス事故、火薬類事故、油流出事故等）

※ 県内の家きんに鳥インフルエンザが発生した（簡易検査結果が陽性）場合、警戒体制と同レベルの「危機管理体制」となる。その際の対応は、「安全防災局における県内家きんに鳥インフルエンザが発生した際の危機管理体制要領」のとおり

(2) 第1次応急体制による配備体制

当番班1個班及び応援班2個班は、次に掲げる事態が発生したとき、災害応急対策活動を行う。この場合は登庁した待機幹部職員（上位職）が総指揮をとる。

ア 県内最大震度5弱の地震の観測

イ 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪又は高潮の気象特別警報の発表

ウ 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報の発表

エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表

オ その他くらし安全防災局長が必要と認めるとき（大規模な被害発生が見込まれる風水害、石油コンビナート事故、高圧ガス事故、火薬類事故、油流出事故等）

(3) 第2次応急体制による配備体制

くらし安全防災局の全職員は、次に掲げる事態が発生したとき、災害応急対策活動を行う。この場合はくらし安全防災局長が総指揮をとる。

ア 県内最大震度5強の地震の観測

イ 原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けたとき

ウ 箱根山、富士山に関する噴火警報の発表

エ その他くらし安全防災局長が必要と認めるとき（大規模な被害発生が見込まれる風水害、石油コンビナート事故、高圧ガス事故、火薬類事故、油流出事故等）

4 警戒体制・応急体制時における当番班以外の対応

(1) 勤務時間内

勤務時間内に危機管理防災課応急対策グループによる事前配備を実施するときは、関係所属の職員も必要に応じて危機管理防災課応急対策グループを補佐する。

(2) 勤務時間外

勤務時間外にコンビナート事故、高圧ガス事故及び火薬類事故が発生し、当番班による警戒体制を設置したとき、事故現場への出動、緊急措置命令等を実施する必要がある場合は、工業保安担当課長の指示により、消防保安課の関係職員が参集する。

5 警戒体制・応急体制の廃止

災害の発生するおそれ、又は拡大するおそれが解消し、災害応急対策活動がおおむね完了したと認めるときは配備体制を廃止する。

廃止の決定は、警戒体制時は登庁した待機幹部職員（下位職）が行い、第1次応急体制による配備体制時は登庁した待機幹部職員（上位職）が行い、第2次応急体制による配備体制時はくらし安全防災局長が行う。

6 警戒体制に至らない災害等の応急対策活動

勤務時間内において、警戒体制に至らない災害等が発生したときの情報収集等の応急対策活動は、自然災害の場合は危機管理防災課応急対策グループが、原子力災害の場合は危機管理防災課企画グループが、それ以外の事故等の場合は危機管理防災課調整グループが行う。また、必要に応じて、関係する所属と連携し、応急対策活動を行うものとする。

7 警戒体制・応急体制時等の主な災害応急対策活動

警戒体制・応急体制時等において、くらし安全防災局の職員は、次の災害応急対策活動に従事する。

- (1) 被害情報等の収集、伝達
- (2) 市町村等関係機関との連絡調整
- (3) 市町村からの応援要請に対する災害応急対策
- (4) 被害状況等の取りまとめ並びにくらし安全防災局幹部職員及び関係機関への報告
- (5) 報道機関からの照会に対する対応

8 当番班の交替

当番班は、原則として8時30分及び17時15分をもって交替する。

ただし、当番班交替基準時間直前の警報発表等の参集指示については別途定める。

9 勤務時間外・休日等における連絡方法

(1) 警戒体制による配備の場合

勤務時間外・休日等において、3(1)に掲げる事態が発生した場合には、当直主任及び当直員は直ちに待機幹部職員（下位職）に電話で連絡するとともに、携帯電話への電子メール送信等により当番班1個班の班員等に連絡する。

なお、20分を目安に電子メール送信等による伝達の確認ができないときは、当直主任及び当直員は当番班1個班の班員に電話で連絡する。

(2) 第1次応急体制による配備の場合

勤務時間外・休日等において、4(2)に掲げる事態が発生した場合には、当直主任及び当直員は直ちに待機幹部職員（上位職及び下位職）に電話で連絡するとともに、電子メール送信等により当番班1個班の班員及び応援班2個班の班員等に連絡する。

なお、20分を目安に電子メール送信等による伝達の確認ができないときは、当直主任及び当直員は当番班1個班の班員に電話で連絡する。

(3) 第2次応急体制による配備の場合

勤務時間外・休日等において、4(3)に掲げる事態が生じた場合には、当直主任及び当直員は直ちに待機幹部職員（上位職及び下位職）に電話で連絡するとともに、電子メール送信等によりくらし安全防災局の全職員に連絡する。

なお、20分を目安に電子メール送信等による伝達の確認ができないときは、当直主任及び当直員は当番班員等に電話で連絡する。

10 職員の緊急参集

(1) 警戒体制による配備の場合

当番班1個班の班員は、3(1)に掲げる事態が発生し、電子メール送信等により緊急参集の連絡を受けたときは、同メールに添付されているURLにアクセスして緊急参集の可否を回答のうえ、参集する。

(2) 第1次応急体制による配備の場合

当番班1個班及び応援班2個班の班員は、3(2)に掲げる事態が発生し、電子メール送信等により緊急参集の連絡を受けたときは、同メールに添付されているURLにアクセスして緊急参集の可否を回答のうえ、参集する。

(3) 第2次応急体制による配備の場合

くらし安全防災局の職員は、3(3)に掲げる事態が発生し、電子メール送信等により緊急参集の連絡を受けたときは、同メールに添付されているUR

Lにアクセスして緊急参集の可否を回答のうえ、参集する。

11 職員の自発的参集

くらし安全防災局の職員は、気象警報の発表が予測される時、又は地震を覚知したときは、携帯電話メールの確認及びテレビ・ラジオ・インターネット等による状況の確認に努めるとともに、3に掲げる事態の情報に接したときは、当直主任及び当直員からの参集連絡の有無にかかわらず、直ちに登庁する。

12 配備体制の拡大

警戒体制において、災害の規模が大きく、当番班1個班だけでは対応が困難な場合には、待機幹部職員（下位職）は、待機幹部職員（上位職）と協議のうえ、第1次応急体制に拡大することができる。

なお、第1次応急体制をもっても対処しがたい場合には、待機幹部職員（上位職）はくらし安全防災局長と協議のうえ、第2次応急体制に拡大することができる。

13 その他

- (1) くらし安全防災局の職員は、災害対策活動に備え、機器操作訓練に参加する等して、各種機器の操作について習熟を図るものとする。
- (2) 当番班1個班以外の職員が事故発生等により緊急登庁したときなど、配備にあたり特定の職員の負担が大きくなる場合には、負担軽減に配慮するものとする。
- (3) 携帯電話メールの取扱いについては、別に定める「携帯電話への災害事象、参集情報のメール送信等操作マニュアル」による。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 「安全防災局における事前配備体制及び気象情報等受伝達体制要領」については、廃止する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

神奈川県災害対策本部条例

昭和37年10月5日
条例第41号

神奈川県災害対策本部条例をここに公布する。

神奈川県災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、神奈川県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長等)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもつて充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(本部長への委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年7月12日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月3日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県災害対策本部要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神奈川県災害対策本部条例（昭和37年神奈川県条例第41号）第5条の規定に基づき、神奈川県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営についての必要な事項を定めるとともに、本部の設置に至らない場合の現地対策本部の組織及び運営についての必要な事項を定めるものとする。

第2章 本 部

(本部の設置及び廃止)

第2条 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき神奈川県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより、本部を設置する。

2 知事は、災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは本部を廃止する。

(組織及び分担業務)

第3条 本部の組織及び分担業務は、別表第1のとおりとする。

(副本部長)

第4条 神奈川県災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

(知事の任命する本部員)

第5条 法第23条第3項に規定する神奈川県災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 会計管理者
- (2) 公営企業管理者
- (3) 議会局長
- (4) 教育委員会教育長
- (5) 人事委員会事務局長
- (6) 監査事務局長
- (7) 労働委員会事務局長
- (8) 警察本部長
- (9) 神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号。

以下「規則」という。) 第2条に規定する理事

(10) 規則第3条第1項に規定する局長及び会計局長

(11) 規則第5条第1項に規定する地域県政総合センター所長

(統制部)

第6条 統制部は、災害対策本部各部の緊急・応急対策の実施に関する指導・調整及び警察、自衛隊、市町村、関係機関等との連絡調整を行う。

2 統制部に部長、副部長、部付、班長、班付及び班員を置く。

3 統制部長は、くらし安全防災局長をもって充て、上司の命を受けて部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副部長は、くらし安全防災局副局長をもって充て、統制部各班の総括を行うとともに、統制部長を補佐し、統制部長に事故があるときはその職務を代理する。

5 部付は、別表第1の統制部の表の統制部長等の欄に掲げる職員をもって充て、統制部長を補佐する。

6 班長は、別表第1の統制部の表の班長等の欄に掲げる職員をもって充て、上司の命を受けて班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

7 班付は、別表第1の統制部の表の班長等の欄に掲げる職員をもって充て、班長を補佐する。

8 班員は、くらし安全防災局の職員又は別表第1の班長及び班付に掲げる職にある者が所管する室課の職員をもって充て、上司の命を受け、所掌業務に従事する。

(部長等)

第7条 統制部を除く部に部長及び副部長を、班に班長及び班員を置く。

2 統制部を除く部に部付を、班に班付を必要に応じて置くことができる。

3 部長、副部長及び班長は、別表第1の部長、副部長及び班長等の欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、副部長については、班長等の欄に掲げる職にある者が兼ねることができるものとする。

4 班員は、別表第1の班長及び班付に掲げる職にある者が所管する室課の職員をもって充てる。

5 部長は、上司の命を受けて部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある場合はその職務を代理する。

7 部付は、部長を補佐する。

8 班長は、上司の命を受けて班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

9 班付は、班長を補佐する。

10 班員は、上司の命を受け、所掌業務に従事する。

11 出先機関に関する職及び職務は、部長が定める。ただし、地域県政総合セン

ターについては第5条第11号に規定する本部員が、総合防災センターについては総合防災センター所長が定める。

(本部会議)

第8条 神奈川県災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策上の重要な指示又は総合調整を行うため、必要に応じて災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部長は、必要がある場合は、本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めることができる。
- 4 本部員は、必要に応じて副本部員を指名することができる。

(副本部員)

第9条 副本部員は、本部員を補助するものとする。

(本部連絡員)

第10条 本部に本部連絡員を若干名置き、部長が所属職員のうちから指定する。

- 2 本部連絡員は、所属部と統制部との連絡にあたりとともに、所属部に係る統制部の業務を補助する。
- 3 統制部長は、必要に応じて本部連絡員会議を開催することができる。
- 4 ぐらし安全防災局長は、本部設置前においても、必要に応じ本部連絡員を召集することができる。

(自衛隊連絡担当官)

第11条 本部長は、本部を設置し必要と認めるときは、自衛隊の連絡担当官の派遣を要請するものとする。

(配備体制等)

第12条 災害状況等に応じ機能的に対応するための配備体制は、別表第2のとおりとする。

(配備編成計画)

第13条 各部長及び第5条第11号に規定する本部員（以下「部長等」という。）は、災害応急対策活動を円滑に行うため、別表第2の体制ごとに所属する職員の配備編成計画をあらかじめ整備するものとする。ただし、関係部長等は、一定の職員を総合防災センター等に配備するものとする。

- 2 配備編成計画は、勤務時間外、休日等に発生した災害においても所属する職員が迅速に対応できるように職員の居住地等を考慮して整備するものとする。

(配備体制の決定)

第14条 本部長は、本部が設置されたときは、職員の配備体制を決定し、その旨部長等に通知するものとする。

- 2 部長等は、前項の規定による通知を受けたとき又は別表第2に定める配備

体制を必要と認める事態を承知したときは、配備編成計画に基づき必要な職員を配備につかせるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、部長等は、災害の状況等により必要と認めるときは、配備人員を増減するものとする。
- 4 部長等は、災害の状況等により所属職員の配備をもっては十分な災害応急対策活動を実施できないと認めるときは、本部長に対し応援を求めることができる。

(緊急参集等)

第15条 職員は、勤務時間外、休日等について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを承知したときは、配備編成計画に基づき、直ちに自己所属又はあらかじめ指定された機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示を受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、災害の状況により所属又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次の各号に掲げる県の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援するものとする。

- (1) 自己の業務に関連する最寄りの県の機関
- (2) 県庁又は各地域県政総合センター
- (3) 総合防災センター

(緊急参集時の指揮の代行)

第16条 勤務時間外、休日等における別表第2に定める配備体制下においてこの要綱又は配備編成計画により災害応急対策活動の指揮をとる者としてあらかじめ定められた職員が参集するまでの間は、緊急参集者のうち上席の者がその職務を代行する。

第3章 現地災害対策本部

(現地災害対策本部の設置及び廃止等)

第17条 本部長は、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、地域における災害応急対策を円滑に実施するため必要と認めるときは、法第23条第5項の規定に基づき地域防災計画の定めるところにより、別表第3に掲げる現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- 2 本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、現地本部を廃止する。

(現地災害対策本部の組織等)

第18条 現地本部の組織及び構成機関は、別表第4のとおりとする。

(現地災害対策本部長等)

第19条 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は地域県政総合センター所長を、現地災害対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）は地域県政総合センター副所長をもって充てる。

- 2 本部長は、必要に応じてその権限の一部を現地本部長に委任することができる。
- 3 現地本部に現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）及び事務局長を、また、現地本部の各部に部長（以下この章において「部長」という。）及び部員を置く。
- 4 現地本部員及び部長は別表第4の構成機関等の名称の欄に掲げる地域県政総合センターの部長及び地域県政総合センター以外の構成機関の長（以下「構成機関等の長」という。）を、事務局長は地域県政総合センター総務部長又は現地本部長が指名する地域県政総合センター部長を、部員は構成機関の職員をもって充てる。ただし、2以上の現地本部が設置され、構成機関等の長が2以上の現地本部員及び部長を兼ねる場合は、構成機関等の長は、あらかじめ指定する職員にその職務を代行させることができる。
- 5 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故ある場合はその職務を代理する。
- 6 部長は、現地本部長及び現地副本部長を補佐し、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 現地本部長及び現地副本部長に事故があるときは、現地本部員のうちから現地本部長があらかじめ指名する者が、現地本部長の職務を代理する。

（業務）

第20条 現地本部は、次の各号に掲げる災害応急対策活動を遂行する。

- (1) 所管区域内の被害状況、災害応急対策実施状況等の把握及び本部への報告に関すること。
 - (2) 広域防災活動拠点及び広域防災活動備蓄拠点の運営に関すること。
 - (3) 所管区域内における応援部隊活動拠点及び物資受入拠点に係る市町村等との調整に関すること。
 - (4) 所管区域内の市町村の支援ニーズの把握及び本部への報告に関すること。
 - (5) 現对本部の各部が行う災害応急対策の連携及び協力に関すること。
 - (6) 所管区域内の市町村及び関係機関等との連絡調整に関すること。
 - (7) 所管区域外からの災害応急支援要請に係る調整に関すること。
 - (8) その他必要な災害応急対策に関すること。
- 2 現地本部の部及び事務局の細部業務は、部長及び現地本部の事務局長がそれぞれ定める。

(現地災害対策本部会議)

第21条 現地本部長は、災害対策上の必要な連絡調整を行うため、必要に応じて現地災害対策本部会議を開催することができる。

2 現地災害対策本部会議は、現地本部長、現地副本部長及び現地本部員をもって構成する。ただし、現地災害対策本部会議への出席は、現地本部長及び各現地本部員が指定する者としてすることができる。

3 現地本部長は、必要と認めるときは、現地災害対策本部会議に係る関係機関、市町村及び防災関係機関の職員並びに応援部隊の要員等の出席を求めることができる。

(現地災害対策本部連絡員)

第22条 現地本部に現地災害対策本部連絡員を若干名置き、部長が所属職員のうちから指定する。

2 現地災害対策本部連絡員は、所属部と現地本部事務局との連絡にあたり、ともに所属部に係る現地本部事務局の業務を補助する。

3 現地本部事務局長は、必要に応じて現地災害対策本部連絡員会議を開催することができる。

4 地域県政総合センター総務部長又は地域県政総合センター所長が指名する地域県政総合センター部長は、現地本部設置前においても、必要に応じて現地災害対策本部連絡員を招集することができる。

(第17条に定める以外の現地災害対策本部)

第23条 本部長は、災害の対策上必要と認められるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる現地災害対策本部以外の現地災害対策本部を設置することができ、設置及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

第4章 対策本部等

(対策本部等の設置及び廃止等)

第24条 知事は、本部の設置に至らない大規模な災害の対策上必要と認めるときは、地域防災計画の定めるところにより、神奈川県事故対策本部、神奈川県警戒本部又は神奈川県対策本部（以下「対策本部等」という。）を設置することができる。

2 知事は、本部を設置したとき、または、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、対策本部等を廃止するものとする。

(対策本部等の組織)

第25条 対策本部等は、くらし安全防災局防災部及び本部を構成する組織のうち当該災害に関連するものとして知事が指定する所属をもって構成する。

(対策本部長等)

第26条 神奈川県事故対策本部及び神奈川県対策本部の本部長はくらし安全防災局防災部長を、神奈川県事故対策本部及び神奈川県対策本部の副本部長はくらし安全防災局防災部危機管理防災課長をもって充てる。

2 神奈川県警戒本部の本部長はくらし安全防災局長を、神奈川県警戒本部の副本部長はくらし安全防災局防災部危機管理防災課長をもって充てる。

3 対策本部等の副本部長は、対策本部等の本部長を補佐し、対策本部等の本部長に事故ある場合はその職務を代理する。

4 対策本部等に本部員を置くものとし、対策本部等を構成する所属長又は担当課長をもって充てる。

(対策本部等の業務)

第27条 対策本部等は、次の各号に掲げる災害応急対策活動を遂行する。

(1) 対策本部等を構成する所属が所管する事故対策の実施に関すること。

(2) 被害状況及び事故対策実施状況等の収集、取りまとめ及び報告並びにその他の災害情報の収集等に関すること。

(3) 県機関及び関係機関等に対する事故対策の連絡調整に関すること。

(4) その他必要な事故対策に関すること。

(対策本部会議等)

第28条 対策本部等の本部長は、災害対策上の必要な連絡調整を行うため、必要に応じて事故対策本部会議、警戒本部会議又は対策本部会議を開催することができる。

2 事故対策本部会議、警戒本部会議及び対策本部会議は、各本部の本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 対策本部等の本部長は、必要と認めるときは、第1項に規定する会議に係る県機関、市町村及び防災関係機関の職員等の出席を求めることができる。

第5章 現地対策本部

(現地対策本部)

第29条 知事は、本部の設置に至らない局地的災害の対策上必要と認めるときは、神奈川県現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置することができる。

2 知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、現地対策本部を廃止するものとする。

3 現地対策本部の設置場所、所管区域は、現地災害対策本部の別表第3の規定を準用し、現地災害対策本部名は現地対策本部名、現地災害対策本部は現地対策本部と読み替えるものとする。

- 4 現地対策本部の組織及び構成機関は、現地災害対策本部の別表第4に準じるものとし、現地災害対策本部は現地対策本部と読み替えるものとする。
- 5 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員を、また、現地対策本部の各部に部長及び部員を、現地対策本部事務局に事務局長及び部員を置く。
- 6 第19条、第20条第1号から第6号まで、同条第8号及び第21条から第23条までの規定は、第1項の場合について準用する。この場合において、各条中現地災害対策本部は現地対策本部に、本部長は知事に、第17条第1項は第29条第3項に、読み替えるものとする。
- 7 現地対策本部設置時の当該地域における配備体制は、第1次本部体制を基準とし、状況により第2次本部体制に移行するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年6月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 神奈川県災害対策本部要綱（昭和37年10月5日施行）
 - (2) 神奈川県災害対策事務局等の組織及び運営に関する要綱（昭和37年10月5日施行）
 - (3) 神奈川県災害対策本部特設支部要綱（昭和46年4月1日施行）

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

災害対策本部及び災害対策本部統制部の組織及び分担業務

災害対策本部

本部長 知事

副本部長 副知事

災害対策本部統制部

（令和7年4月1日現在）

部	統制部長等	班	班長等	分担業務
統制部	部長 暮らし安全防災局長 副本部長 暮らし安全防災局 副本局長兼総務室長 部付 防災監 兼防災部長 （資源配分調整官） 参事監 （安全安心担当） 兼暮らし安全部長 危機管理担当部長 広報戦略担当部長 （統制部広報官） 知事政策秘書官 健康医療局技監 兼保健医療部長 兼技監（災害対策担当） 県土整備局道路部長 兼暮らし安全防災局災害 対策担当部長 県土整備局建築住 宅部長 兼暮らし安全防災局災害 対策担当部長 県土整備局河川下 水道部長 兼暮らし安全防災局災害 対策担当部長	総務班	班長 管理担当課長 犯罪被害者支援担当課長	1 災害対策本部の設置・廃止に関する事務 2 災害対策本部・本部連絡員会議に関する 開催通知の起案・発出、会議資料の取りまと め・配布、会議出席者の把握 3 災害対策本部長等の現地視察に関する調 整 4 本部活動記録の作成資料の収集 5 統制部職員の宿泊施設・給食の確保 6 災害対策本部会議の進行・運営 7 災害対策本部連絡員会議の進行・運営 8 業務継続計画の発動に関すること 9 災害対策本部統制部の活動に関わる有 線・無線機器等の設備管理等に関すること 10 統制部の会計処理に関する事務 11 総務班長が特に指示する事項
		広報・報道班	班長 防災企画担当課長 広報戦略担当部長 班付 知事室室長代理 （広報担当） 知事室室長代理 （報道担当）	1 災害時広報の実施方針案の策定 2 災害対策本部活動に関わる広報資料の作 成・広報の実施、災害対策本部長記者会見 の準備・実施 3 災害広報活動の実施に関すること 4 報道機関との連絡調整に関すること 5 取材依頼受付に関すること 6 広報・報道班長が特に指示する事項
		相談班	班長 情報公開広聴課長 情報公開広聴課副課長	1 災害対策に係る県民からの問合せ対応 2 相談班長が特に指示する事項
		市町村応援班	班長 危機管理防災課副 課長 消防保安課副課長 暮らし安全交通課副 課長	1 災害応急対策に関わる物資の配分調整、 調達準備・調達及び関係部・関係機関との連 絡調整 2 緊急通行車両に関わる確認証明書の発行 3 被災者対策全般に係る調整 4 災害救助法、被災者生活再建支援法に関 する事項 5 輸送手段の確保に関する関係機関との連 絡調整 6 本部活動に必要な物資の調達・輸送手段 の確保 7 応急対策職員派遣制度に関する調整 8 市町村応援班長が特に指示する事項

災害対策本部統制部

(令和7年4月1日現在)

部	統制部長等	班	班長等	分担業務
統制部		指令調整班	班長 危機管理防災課長 消防保安課長 消防保安担当部長	1 災害応急対策の実施方針案の策定 2 県機関が行う災害応急対策の総合調整、必要な場合の統制 3 市町村及び防災関係機関が行う災害応急対策の実施の推進、必要な場合の総合調整 4 消防応援活動調整本部の設置・運営 5 特別防災地域における災害応急対策に関わる連絡・調整及び実施の推進 6 石油コンビナート等防災本部の運営 7 災害応急対策に関わる国との調整 8 指令調整班長が特に指示する事項
		情報班	班長 応急対策担当課長 くらし安全交通課長	1 防災関係機関等からの各種情報の収集・分析・整理及び提供 2 統制部内の情報共有に関すること 3 災害情報管理システム等の運用 4 災害応急対策に関わる国への報告 5 関係機関に対する気象予警報等必要事項の伝達 6 現地対策本部に対する災害対策本部会議決定事項の伝達及び災害応急対策に関わる連絡調整 7 情報班長が特に指示する事項
		航空機運用調整班	班長(兼務) 応急対策担当課長 消防保安課長	1 関係機関の航空機に係る情報の収集 2 関係機関の航空機の運用の調整 3 航空機運用調整班長が特に指示する事項
		秘書班	班長 知事室長 秘書担当課長 班付 政策推進担当課長 政策調整担当課長 知事室副室長 知事室室長代理 (政策推進担当)	1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 視察見舞等のための主要来県者の接遇に関すること 3 秘書班長が特に指示する事項
		消費生活班	班長 消費生活課長 班付 消費生活課副課長	1 消費生活情報の提供に関すること 2 消費物価の調査に関すること 3 消費生活班長が特に指示する事項

災害対策本部統制部

(令和7年4月1日現在)

部	統制部長等	班	班長等	分担業務
統制部		総合防災センター (災害活動中央基地)	総合防災センター所 長が別に定める	1 災害応急対策に関わる備蓄資機材の提供等に関する事 2 協定物資・救援物資の受け入れに関する事 3 県内外からの広域応援部隊の受け入れ及び一時集結施設の提供に関する事
		温泉地学研究所		1 所管観測機器を用いた地震関連情報の収集・分析・整理 2 研究所観測結果の指令調整班への報告及び関係機関への提供 3 統制部長が特に指示する事項

災害対策本部政策部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
政策部	部長 政策局長 副部長 政策局副局長兼総務室長 部付 いのち・未来戦略統括官 いのち・未来戦略本部室長 参事監(ヘルスケア・イノベーション担当) 参事監(特定課題担当) 科学技術担当部長 政策部長 自治振興部長 基地対策担当局長兼 基地対策部長 企画調整担当課長	政策班	班長 管理担当課長 班付 事業推進担当課長 総合政策課長 土地水資源対策課長 土地水資源対策課水政室長 政策法務課長 市町村課長 広域連携課長 地域政策課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2 部内関係施設等の被害情報の取りまとめに関する事 3 公報発行事務・各部法律相談等に関する事 4 災害時市町村行政に関する事及び市町村派遣職員の要請、派遣先の取りまとめに関する事
		基地連絡班	班長 基地対策課長	1 米軍に対する救助活動等の応援協力要請及び連絡調整に関する事
		災害救援ボランティア支援班	班長 NPO協働推進課長	1 災害救援ボランティア支援センター(かながわ県民活動サポートセンター内)の設置及び運営に関する事

災害対策本部総務部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
総務部	部長 総務局長 副部長 総務局副局長 兼総務室長 部付 デジタル行政担当局長 労務担当局長 参事監(働き方改革担当)兼組織人材部長兼参事監(デジタル行政改革担当) デジタル行政改革担当) デジタル戦略本部室長 財産部長 財産経営部長 施設整備担当部長	総務情報班	班長 管理担当課長 班付 行政管理課長 文書課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること 2 部内関係施設の被害状況の取りまとめに関すること 3 出先機関との連絡調整に関すること
		人事班	班長 人事課長	1 職員の災害派遣等に関すること 2 災害派遣職員の身分の取扱いに関すること 3 職員の登庁・配置状況の把握に関すること 4 職員の服務に関すること
		職員班	班長 職員厚生課長	1 職員の健康管理に関すること 2 地方職員共済組合における災害貸付、災害給付制度への対応
		財政班	班長 財政課長	1 災害対策予算に関すること
		税務班	班長 税制企画課長 班付 税務指導課長	1 税の減免措置等に関すること 2 税務相談に関すること
		情報システム班	班長 情報システム担当課長 班付 情報企画担当課長 デジタル戦略担当課長	1 災害時におけるコンピュータ及びネットワークの運営に関すること
		財産経営班	班長 財産経営課長	1 県有財産の応急対策及び被害調査に関すること 2 県有財産の有効活用に関すること
		庁舎管理班	班長 庁舎管理課長 班付 庁舎管理課副課長	1 庁舎の自衛警備及び安全措置に関すること 2 供用車の整備及び配車に関すること 3 庁舎及び電気通信施設等の緊急点検並びに整備に関すること 4 庁舎に係る飲料水の確保及び自家用発電用燃料の確認及び補充に関すること 5 本部活動の臨時電話の仮設及び電話交換に関すること 6 有線通信の使用規制に関すること

災害対策本部文化スポーツ観光部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
文化スポーツ観光部	部長 文化スポーツ観光局長 兼拉致問題担当局長 副部長 文化スポーツ観光局長 副局長兼総務室長 部付 スポーツ担当局長 グローバル戦略担当部長 観光振興担当部長	総務班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する こと 2 部内関係施設等の被害情報の取りまとめ に関すること 3 その他総務班長が特に指示する事項
		国際情報班	班長 国際課長	1 外国籍県民に係る情報収集・提供、相談 に関すること 2 海外の関係機関等との連絡窓口に関する こと 3 所管施設の被害状況調査及び応急対策 に関すること 4 その他国際情報班長が特に指示する事項
		文化施設班	班長 文化課長 班付 マグカル担当課長 県民ホール再整備 担当課長	1 所管施設の被害状況調査及び応急対策 に関すること 2 その他文化施設班長が特に指示する事項
		スポーツ施設班	班長 スポーツ課長 班付 健康・パラスポーツ 推進室長	1 所管施設の被害状況調査及び応急対策 に関すること 2 その他スポーツ施設班長が特に指示する 事項
		観光班	班長 観光課長 班付 観光地域連携担当 課長 観光プロモーション 担当課長	1 観光施設の状況把握に関すること

災害対策本部環境農政部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
環境農政部	部長 環境農政局長 兼脱炭素戦略 担当局長 副部長 環境農政局副局長 兼総務室長 部付 参事監(特定課 題担当) 脱炭素戦略 本部室長	総務班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する こと 2 部内関係施設等の被害情報の取りまとめ に関すること
		環境班	班長 環境部長 班付 環境課長 資源循環推進課長	1 班内及び関係機関との連絡調整に関する こと 2 環境モニタリング調査に関すること 3 有害物質流出による大気汚染、水質汚濁 等の被害調査に関すること 4 廃棄物処理施設の被害情報収集及び災 害廃棄物処理に関すること
		緑政班	班長 緑政部長 班付 自然環境保全課長 水源環境保全課長 森林再生課長	1 班内及び関係機関との連絡調整に関する こと 2 県有緑地、県が管理する自然公園施設等 に係る被害調査及び応急対策に関すること 3 木材等の調達に関すること 4 森林関係被害調査及び応急対策に関する こと
		農水産班	班長 農水産部長 国際園芸博覧会担 当部長 班付 農政課長 国際園芸博覧会推 進室長 農業振興課長 農地課長 畜産課長 水産課長	1 班内及び関係機関との連絡調整に関する こと 2 農業災害金融措置に関すること 3 病虫害異常発生予防に関すること 4 農作物の被害調査に関すること 5 農作物種苗及び生産資材の調達・あっせ んにに関すること 6 土地改良区との連絡に関すること 7 農地、農業用施設(用排水路等)の被害 調査及び復旧指導に関すること 8 家畜飼料の調達・あっせんに関すること 9 家畜伝染病の予防防疫に関すること 10 家畜施設の被害調査及び応急対策に関 すること 11 応急食糧の調達・あっせんに関すること 12 漁業施設等の被害調査及び応急対策に 関すること 13 応急対策用漁船の調達に関すること 14 漁船等船舶に対する情報の受伝達に関 すること 15 被災漁業者等に対する応急金融措置に 関すること

災害対策本部福祉子どもみらい部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
福祉子どもみらい部	部長 福祉子どもみらい局長 副部長 福祉子どもみらい局副局長兼総務室長 部付 共生担当局長 参事監 (福祉改革担当) 参事監 (子ども企画担当) 共生推進本部室長	総務班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 経理担当課長 特定課題担当課長	1 福祉子どもみらい部職員の配備体制に関すること 2 福祉子どもみらい部所管施設の被害情報の収集・報告に関すること 3 統制部との連絡調整に関すること(災害対策本部・本部連絡員会議に関わる資料の取りまとめ、広報資料の作成を含む) 4 その他部内及び関係機関との連絡調整に関すること 5 福祉子どもみらい部職員の宿泊施設・給食の確保に関すること 6 その他総務班長が特に指示する事項
		子どもみらい班	班長 子どもみらい部長 班付 次世代育成課長 こども企画担当課長 子ども家庭課長 青少年課長 私学振興課長	1 出先機関、関係機関等の被害状況調査及び応急対策に関すること 2 その他子どもみらい班長が特に指示する事項
		福祉対策班	班長 福祉部長 班付 独立行政法人化担当部長 生活困窮者対策担当部長兼生活援護課長 共生担当課長 人権男女共同参画担当課長 地域福祉課長 高齢福祉課長 介護サービス担当課長 障害福祉課長 障害サービス課長 県立障害福祉施設改革担当課長 独立行政法人企画担当課長 独立行政法人人材確保担当課長 生活困窮者対策担当課長	1 出先機関、関係機関等の被害状況調査及び応急対策に関すること 2 在宅の要配慮者の被害状況等の把握に関すること 3 要配慮者の緊急入所調整に関すること 4 介護職員等の派遣調整に関すること 5 その他福祉対策班長が特に指示する事項

災害対策本部健康医療部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
健康医療部	部長 健康医療局長 兼未病担当局長 副部長 健康医療局副局長 兼総務室長 部付 医療企画担当局長 医務担当部長 参事監兼保健医療 部長 健康・未病担当部 長 生活衛生部長	総務班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 経理担当課長	1 健康医療部職員の配備体制に関すること 2 健康医療部所管施設の被害情報の収集・報告に関すること 3 統制部との連絡調整に関すること(災害対策本部・本部連絡員会議に関わる資料の取りまとめ、広報資料の作成を含む) 4 健康医療部内及び関係機関との連絡調整に関すること(保健福祉事務所における活動の総括を含む) 5 健康医療部職員の宿泊施設・給食の確保 6 その他総務班長が特に指示する事項
		保健医療班	班長 参事監兼保健医療部 長 班付 医療企画課長 健康医療DX担当課長 医療整備・人材課長 保健医療人材担当課長 医療保険課長 県立病院課長 健康増進課長 参事兼がん・疾病対策 課長 精神保健医療担当課長	1 県民への医療関係情報の提供に関すること 2 その他保健医療班長が特に指示する事項
		生活衛生班	班長 生活衛生部長 班付 生活衛生課長 動物愛護担当課長 薬務課長	1 水道水の安全給水の確保に関すること 2 埋葬、火葬及び墓地に関すること 3 その他生活衛生班長が特に指示する事項

災害対策本部保健医療福祉調整本部 (令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
保健医療福祉調整本部	部長 副知事 副部長 健康医療局長 兼未病担当局長 福祉子どもみらい局長 部付 医療企画担当局長 健康医療局副局長 兼総務室長 医務担当部長 参事監兼保健医療部長 健康・未病担当部長 生活衛生部長 共生推進本部室長 子どもみらい部長 福祉部長	保健医療調整班	班長 参事監兼保健医療部長 班付 管理担当課長 医療企画課長 健康医療DX担当課長 医療整備・人材課長 健康危機・感染症対策課長 感染症対策担当課長 健康増進課長 参事兼がん・疾病対策課長 精神保健医療担当課長 生活衛生課長 動物愛護担当課長 薬務課長	1 災害医療の実施方針案の策定 2 DMAT調整本部に関する事 3 DPAT調整本部に関する事 4 医療救護班の調整に関する事 5 薬剤師派遣、医薬品その他衛生材料の調達及び配分に関する事 6 保健師チーム調整に関する事 7 歯科医療・口腔ケアに関する事 8 栄養支援に関する事 9 こころのケアチームに関する事 10 防疫に関する事 11 環境衛生に関する事 12 食品衛生に関する事 13 DHEAT調整本部に関する事 14 医療救援ボランティアに関する事 15 感染拡大防止に関する事 16 その他保健医療調整本部班長が特に指示する事項
		福祉調整班	班長 福祉子どもみらい局副局長兼 総務室長 班付 生活困窮者対策担当部長 兼生活援護課長 人権男女共同参画担当課長 次世代育成課長 子ども家庭課長 地域福祉課長 高齢福祉課長 介護サービス担当課長 障害福祉課長 障害サービス課長	1 被災した社会福祉施設の医療ニーズ等の把握及び応急対策に関する事 2 神奈川DWATに関する事 3 その他福祉調整班長が特に指示する事項

災害対策本部産業労働部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
産業労働部	部長 産業労働局長 副部長 産業労働局副局長 兼総務室長 部付 産業部長 中小企業部長 労働部長	産業労働班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 経理担当課長 産業振興課長 企業誘致・国際ビジネス課長 中小企業支援課長 雇用労政課長 産業人材課長	1 部内及び関係機関との連絡調整及び応急対策に関すること 2 工場、事業所その他部内関係施設等の被害情報の取りまとめに関すること
		商業流通班	班長 商業流通課長	1 生活必需物資の調達に係る準備に関する こと
		金融班	班長 金融課長	1 中小企業に対する災害融資に関すること

災害対策本部県土整備部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
県土整備部	部長 県土整備局長 副部長 県土整備局副局長 兼総務室長 部付 事業管理部長 技監兼都市部長 道路部長 河川下水道部長 建築住宅部長 収用委員会事務局担当部長 住宅企画・建築安全担当部長	総務班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 県土整備経理課長 建設業課長 環境共生都市課長	1 災害対策本部県土整備部の設営、維持に関すること 2 職員の動員、緊急自動車の確保、災害対策事務の取りまとめに関すること 3 応急復旧対策に要する資機材の調達に関すること 4 公用負担に係る損失補償に関すること 5 広報に関すること
		指令班	班長 道路管理課長 班付 道路企画課長 道路整備課長 河港課長 防災なぎさ担当課長 砂防課長 土砂対策担当課長 下水道課長 都市整備課長 都市公園課長 住宅計画課長 公共住宅課長 建築指導課長 建築安全課長	1 災害対策本部県土整備部内の情報の管理、伝達に関すること 2 各土木事務所等からの施設の被害状況の情報収集に関すること 3 各土木事務所等への部対応の指示及び情報連絡業務に関すること 4 被害情報の整理確認分析に関すること 5 事務所間の連絡調整に関すること 6 水防活動に関すること 7 緊急避難場所(公園)の安全確保に関すること 8 住宅金融支援機構の特別措置に関すること 9 建物被害状況の速報に関すること 10 震災建物応急危険度判定に関すること 11 被災宅地危険度判定に関すること 12 住宅対策の調整に関すること 13 県営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること 14 県営住宅の緊急措置に関すること 15 市町村公営住宅及び公社住宅の被害状況調査に関すること 16 応急仮設住宅の企画設計及び建設に関すること 17 応急仮設住宅用資材等の調達・あっせんに関すること 18 公営住宅・公社住宅等を活用した一時提供住宅の供給に関すること 19 民間住宅の応急修理に関すること(災害救助法関連) 20 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去に関すること(災害救助法関連)
		営繕計画班	班長 営繕計画課長	1 県有建築物の応急対策及び被害調査に関すること 2 県有電気施設の保全に関すること 3 民間住宅の応急修理の補助に関すること(災害救助法関連)

災害対策本部県土整備部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
県土整備部		連絡班	班長 技術管理課長 班付 用地課長 都市計画課長 交通政策課長 特定交通政策担当 課長	1 県災害対策本部等の連絡調整に関する こと 2 他行政機関等からの問合せ対応、連絡調 整等に関すること

災害対策本部会計部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
会計部	部長 会計管理者 兼会計局長 副部長 会計局副局長 兼会計課長	会計班	班長 会計局副局長兼 会計課長 班長 会計課副課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する こと 2 部内関係施設等の被害情報の取りまとめ に関すること 3 援助資金の出納に関すること 4 災害時における緊急支出に関すること
		会計指導班	班長 指導課長	1 指定金融機関等関係機関との連絡調整 に関すること 2 会計管理システム等の被害情報の取りまと めに関すること
		会計調達班	班長 調達課長	1 災害対策用物品の調達・あっせんに関する こと

災害対策本部企業部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
企業部	部長 企業庁長 副部長 企業局長 部付 企業局副局長 水道部長 利水電気部長 財務部長 公民・広域連携 担当部長	本部運営班	班長 総務室長	1 災害対策の総括に関すること 2 企業庁災害対策本部の運営の総括に関すること 3 企業庁災害対策本部の設営(企業庁無線、衛星携帯電話、ファクシミリ、本部設置の電話等の連絡手段、ラジオ、本部事務用品等)に関すること 4 地震、風水害等の情報収集及び状況把握に関すること 5 被害状況のとりまとめに関すること 6 配備人員のとりまとめ、調整に関すること 7 県災害対策本部への報告、連絡調整に関すること 8 職員の安否、参集可能人員の確認に関すること 9 関係機関への水道施設被害等の報告に関すること 10 協定(覚書)締結機関との応援要請に係る連絡調整に関すること 11 日水協等からの支援要請に係わる支援隊編成の調整に関すること 12 管工事業者の組合(本部)及び関連工事業者等への協力依頼に関すること 13 その他、他班に属さないこと
		本部調整班	班長 企画調整担当課長 管理担当課長	1 知事等への報告、連絡調整に関すること 2 企業庁施設等の被害及び対策情報等の広報及び広報に係る連絡調整に関すること 3 配備要員の服務に関すること 4 災職員の調査に関すること
		財務班	班長 財務課長	1 災害関係予算の確保、調整に関すること 2 非常用現金の準備に関すること 3 県議会との連絡に関すること
		調達班	班長 会計課長	1 災害関係予算の執行に関すること 2 災害対応業務の委託契約等の手続きに関すること 3 災害関係物資(燃料、食糧その他緊急的に配備が必要なもの)の調達に関すること 4 復旧用資機材の調達に関すること 5 非常用現金の管理に関すること
		財産管理班	班長 財産管理課長	1 他班の業務に属さない企業庁財産関係の被害状況の確認及び対応に関すること 2 災害用備蓄材(全所共通分)の管理に関すること

災害対策本部企業部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
企業部		情報管理班	班長 情報管理課長	1 情報システム関連被害の状況把握及び復旧に関すること 2 企業庁災害対策本部の情報通信環境の維持に関すること 3 重要情報に係るデータのバックアップの確保に関すること
		業務班	班長 経営課長 班付 水道企画担当課長	1 お客様対応に関すること 2 コールセンターへの対応指示及び災害情報等の提供に関すること 3 水道営業所の庁舎等施設の点検、未納整理等委託業者との連絡調整、対応指示に関すること 4 水道記念館の被害状況等の把握と対応に関すること
		水道班	班長 計画課長	1 水道現地災害対策本部との連絡調整に関すること 2 県内4水道事業者(横浜市、川崎市、横須賀市、企業団)との連絡調整に関すること 3 水道施設の被害状況及び復旧見込みの把握に関すること 4 災害用指定配水池の確保水量の把握に関すること 5 水運用に関すること 6 応急給水計画及び実施状況等の把握に関すること 7 水質の情報収集(火山噴火時、放射能濃度等)に関すること 8 企業団調整池への応急給水の協力依頼に関すること 9 配水池の水位状況の把握及び確保に係る指示、伝達に関すること
		ダム班	班長 利水課長	1 所管ダム及び寒川取水堰の水位、流量等の把握に関すること 2 所管ダム施設の巡視点検結果の取りまとめに関すること 3 水の供給及び水運用に関すること 4 所管ダム管理に係る関係機関との情報収集、連絡に関すること 5 所管ダム施設の応急措置、災害復旧に係る関係機関との連絡調整に関すること

災害対策本部企業部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
企業部		発電班	班長 発電課長	1 所管電気工作物等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 2 発電設備の巡視点検結果の取りまとめに関すること 3 発電設備に係る関係機関との情報収集、連絡調整に関すること 4 ダム発電施設の通信の確保に関すること
		受援調整班	班長 水道企画担当課長	(受援調整班は、外部への応援要請を行うことが決定した場合のみ編成) 1 応援隊受入計画の策定に関すること 2 応援要請先(協定締結先、日水協等)への連絡調整に関すること 3 水道現地対策本部、営業所等対策本部との連絡調整に関すること 4 各浄水場での応援隊の受入及び応援隊への派遣指示に関すること

災害対策本部教育部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
教育部	部長 教育長 副部長 教育局長 部付 県立高校改革担当局長 教育局副局長 教育参事監(働き方改革担当) 教育参事監(学校教育担当) 総務室長 行政部長 インクルーシブ教育推進担当部長 指導部長 支援部長 生涯学習部長	教育情報班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 ICT推進担当課長 県立高校改革担当課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること 2 部内職員の動員に関すること 3 部内関係施設等の被害情報の取りまとめに関すること 4 文教関係災害記録の作成に関すること 5 教育広報に関すること
		教育行政班	班長 行政課長	1 公印等の点検・搬出に関すること
		教育財務班	班長 財務課長 班付 教育施設課長	1 避難所、広域応援活動拠点の開設及び施設の応急修繕等に関すること 2 公立学校等の被害調査に関すること 3 文教関係の義援金品の受付配分に関すること
		教育人事班	班長 参事兼教職員人事課長 班付 教職員企画課長 県立学校人事担当課長	1 応急教育に必要な教職員の確保に関すること

災害対策本部教育部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
教育部		教育厚生班	班長 厚生課長	1 被災職員の調査及び被災給付に関する事 こと
		教育指導班	班長 参事兼高校教育課長 班付 高校教育企画担当課長	1 生徒の登下校時における安全確保に関する事 こと 2 被災生徒に対する教科書その他学用品の 給与に関する事 こと 3 応急教育に関する事 こと
		支援教育班	班長 子ども教育支援課長 班付 インクルーシブ教育推 進課長 学校支援課長 特別支援教育課長	1 児童生徒の登下校時における安全確保に 関する事 こと 2 被災児童生徒に対する教科書その他学 用品の給与に関する事 こと 3 応急教育に関する事 こと
		学校保健班	班長 保健体育課長 班長 高校総体推進課長	1 県立学校における児童生徒の健康状況の 把握及び感染症対策 2 被災時における児童生徒に対する学校給 食に関する事 こと
		生涯学習・文化遺 産班	班長 生涯学習課長 班付 文化遺産課長	1 社会教育施設の被害調査に関する事 こと 2 文化財の保護及び応急対策に関する事 こと

災害対策本部議会部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
議会部	部長 議会局長 副部長 議会局副局長 兼総務課長	総務班	班長 管理担当課長 班付 経理課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 こと 2 部内関係施設等の被害情報の取りまと めに関する事 こと 3 議員との連絡に関する事 こと
		議事班	班長 議事課長	1 議会の会議に関する事 こと
		調査班	班長 政策調査課長	1 議会の調査に関する事 こと

災害対策本部人事委員会部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
人事委員会部	部長 人事委員会 事務局長 副部長 人事委員会事 務局副事務局 長兼総務課長	人事情報班	班長 人事委員会事務 局副事務局長兼 総務課長 班付 給与公平課長	1 関係機関との連絡調整に関すること 2 統制部の応援に関すること

災害対策本部監査部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
監査部	部長 監査事務局長 副部長 総務課長	監査情報班	班長 総務課長 班付 監査課長	1 関係機関との連絡調整に関すること 2 統制部の応援に関すること

災害対策本部労働委員会部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
労働委員会部	部長 労働委員会事 務局長 副部長 労働委員会事 務局副事務局 長兼審査調整 課長	労働情報班	班長 労働委員会事務 局副事務局長兼 審査調整課長 班付 審査調整課副課長	1 関係機関との連絡調整に関すること 2 統制部の応援に関すること

災害対策本部警察本部

(令和7年4月1日現在)

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
警察本部	部長 警察本部長	(県警察災害警備本部の組織及び所掌業務による)		

(出先機関)

(令和7年4月1日現在)

名称	組織	分担業務
地域県政総合センター	地域県政総合センター所長が別に定める	1 現地災害対策本部の運営に関すること 2 その他地域県政総合センター所長の定める事項の処理に関すること
その他の出先機関	部長が別に定める	1 部長が定める事項の処理に関すること

別表第2 (第12条関係)

配備体制

(1) 地震災害及び火山災害の配備体制

区分	体制	配備基準	配備内容	参集職員
本部が設置されていないとき	警戒体制	1 津波注意報が県下に発表されたとき。 2 箱根山、富士山に関する火口周辺警報が発表されたとき。 3 伊豆東部火山群、伊豆大島、新島、神津島、三宅島に関する噴火警報が発表されたとき。	被害状況の把握に必要な人員を配備する。	くらし安全防災局の警戒要員
	第1次応急体制	1 横浜地方気象台が震度5弱を観測発表したとき、又は、震度情報ネットワークシステムによって、震度5弱を観測したとき。 2 津波警報が県下に発表されたとき。 3 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表したとき。 4 その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を配備する。	各局及び関係地域県政総合センター(※1)の第1次応急要員
	第2次応急体制	1 横浜地方気象台が震度5強を観測発表したとき、又は震度情報ネットワークシステムによって、震度5強を観測したとき。 2 箱根山、富士山に関する噴火警報が発表されたとき。 3 その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を全県的に配備するとともに、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、本部が設置できる体制。	各局及び各地域県政総合センターの第2次応急要員
本部が設置されたとき	第1次本部体制	1 津波警報が県下に発表され、又は横浜地方気象台が震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムによって震度5弱若しくは震度5強を観測し、かつ、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表したとき。 3 その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全県的に配備する。	各局及び各地域県政総合センターの第1次本部要員
	第2次本部体制	1 県下全域にわたり大規模な災害が発生したとき。 2 大津波警報が県下に発表されたとき。 3 横浜地方気象台が震度6弱以上を観測発表したとき、又は、震度情報ネットワークシステムによって震度6弱以上を観測したとき。 4 その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全県的かつ原則として職員全員を配備する。	各局及び各地域県政総合センターの第2次本部要員

※1 「関係地域県政総合センター」とは、当該センターの所管区域において「津波」の津波警報が発表または震度5弱を観測した地域県政総合センターのこと。

(2) その他の災害の配備体制

区分	体制	配備基準	配備内容	参集職員
本部が設置されていないとき	警戒体制	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが県下に発表されたとき。	被害状況の把握に必要な人員を配備する。	くらし安全防災局及び関係地域県政総合センター（※2）の警戒要員
	第1次応急体制	1 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが県下に発表され、災害が拡大するおそれがあるとくらし安全防災局長が判断したとき。 2 その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を配備するとともに、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、本部が設置できる体制。	各局及び関係地域県政総合センター（※3）の第1次応急要員
本部が設置されたとき	第1次本部体制	1 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが県下に発表され、かつ、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが県下に発表される見込みがあるとき。 3 大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが県下に発表されたとき。 4 その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全県的に配備する。	各局及び各地域県政総合センターの第1次本部要員
	第2次本部体制	1 県下全域にわたり大規模な災害が発生したとき。 2 その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全県的かつ原則として職員全員を配備する。	各局及び各地域県政総合センターの第2次本部要員

※2 「関係地域県政総合センター」とは、当該センターの所管区域において大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが発表された地域県政総合センターのこと。

※3 「関係地域県政総合センター」とは、当該センターの所管区域において大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが発表され、災害が拡大するおそれがあるとくらし安全防災局長が判断した場合の当該発表がされた地域県政総合センターのこと。

別表第3（第17条関係）

現地災害対策本部の名称及び所管区域等

現地災害対策本部名	設置場所	所管区域
横須賀三浦 現地災害対策本部	横須賀三浦地域 県政総合センター内	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央 現地災害対策本部	県央地域 県政総合センター内	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南 現地災害対策本部	湘南地域 県政総合センター内	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西 現地災害対策本部	県西地域 県政総合センター内	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

別表第4（第18条関係）

現地対策本部の部の名称等

現地対策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
横須賀三浦 現地災害対策本部	総務部	横須賀三浦地域県政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	県税部	横須賀県税事務所
	第1保健福祉部	鎌倉保健福祉事務所
	第2保健福祉部	鎌倉保健福祉事務所三崎センター
	海洋情報部	水産技術センター
	漁港部	東部漁港事務所
	第1土木部	横須賀土木事務所
	第2土木部	藤沢土木事務所
	企業部	企業庁鎌倉水道営業所
	教育部	教育局湘南三浦教育事務所
	第1警察部	横須賀警察署
	第2警察部	田浦警察署
	第3警察部	横須賀南警察署
	第4警察部	三崎警察署
	第5警察部	葉山警察署
	第6警察部	逗子警察署
	第7警察部	鎌倉警察署
第8警察部	大船警察署	
事務局	横須賀三浦地域県政総合センター	

現地対策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
県央 現地災害対策本部	総務部	県央地域県政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	森林部	同 森林部
	第1県税部	相模原県税事務所
	第2県税部	厚木県税事務所
	第1保健福祉部	厚木保健福祉事務所
	第2保健福祉部	厚木保健福祉事務所大和センター
	労働部	かながわ労働センター県央支所
	第1土木部	厚木土木事務所
	第2土木部	厚木土木事務所東部センター
	第3土木部	厚木土木事務所津久井治水センター
	第1企業部	企業庁相模原水道営業所
	第2企業部	企業庁相模原南水道営業所
	第3企業部	企業庁津久井水道営業所
	第4企業部	企業庁厚木水道営業所
	第5企業部	企業庁海老名水道営業所
	第6企業部	企業庁大和水道営業所
	第7企業部	企業庁谷ヶ原浄水場
	第8企業部	企業庁相模川水系ダム管理事務所
		城山ダム管理事務所
	第9企業部	企業庁相模川発電管理事務所
	第10企業部	企業庁発電総合制御所
	教育部	教育局県央教育事務所
	第1警察部	厚木警察署
	第2警察部	大和警察署
	第3警察部	座間警察署
	第4警察部	海老名警察署
	第5警察部	相模原警察署
	第6警察部	相模原南警察署
	第7警察部	相模原北警察署
	第8警察部	津久井警察署
	事務局	県央地域県政総合センター

現地対策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
湘南 現地災害対策本部	総務部	湘南地域県政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	スポーツ部	県立スポーツセンター
	第1県税部	平塚県税事務所
	第2県税部	藤沢県税事務所
	第1保健福祉部	平塚保健福祉事務所
	第2保健福祉部	平塚保健福祉事務所秦野センター
	第3保健福祉部	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所
	第4保健福祉部	衛生研究所
	漁港部	西部漁港事務所
	労働部	かながわ労働センター湘南支所
	第1土木部	平塚土木事務所
	第2土木部	藤沢土木事務所
	第3土木部	厚木土木事務所
	下水道部	流域下水道整備事務所
	第1企業部	企業庁藤沢水道営業所
	第2企業部	企業庁茅ヶ崎水道営業所
	第3企業部	企業庁平塚水道営業所
	第4企業部	企業庁厚木水道営業所
	第5企業部	企業庁寒川浄水場
	第6企業部	企業庁水道水質センター
	第1教育部	教育局湘南三浦教育事務所
	第2教育部	教育局中教育事務所
	第1警察部	藤沢警察署
	第2警察部	藤沢北警察署
	第3警察部	茅ヶ崎警察署
	第4警察部	平塚警察署
	第5警察部	大磯警察署
	第6警察部	秦野警察署
	第7警察部	伊勢原警察署
	事務局	湘南地域県政総合センター

現地対策本部名	部等の名称	構成機関等の名称
県西 現地災害対策本部	総務部	県西地域県政総合センター総務部
	企画調整部	同 企画調整部
	環境部	同 環境部
	農政部	同 農政部
	森林部	同 森林部
	県税部	小田原県税事務所
	第1保健福祉部	小田原保健福祉事務所
	第2保健福祉部	小田原保健福祉事務所足柄上センター
	漁港部	西部漁港事務所
	第1土木部	県西土木事務所
	第2土木部	県西土木事務所小田原土木センター
	第1企業部	企業庁平塚水道営業所
	第2企業部	企業庁酒匂川水系ダム管理事務所
		三保ダム管理事務所
	教育部	教育局県西教育事務所
	第1警察部	小田原警察署
	第2警察部	松田警察署
	事務局	県西地域県政総合センター

神奈川県災害対策本部要綱の運用について(通知)

昭和58年 7月15日

環境部長通知

最終改正令和 4年 4月 1日

各局長、会計管理者、企業庁長、議会局長、教育長、人事委員会事務局長、監査事務局長、労働委員会事務局長、各地域県政総合センター所長、総合防災センター所長、神奈川県警察本部長 あて

1 本部の設置及び廃止について(第2条関係)

(1) 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定により、災害応急対策を実施するため知事が必要と認めるときに県地域防災計画の定めるところにより、設置することとされている。本県の場合、一般的には、くらし安全防災局の収集、取りまとめた情報(各地の震度、被害状況、気象予警報・情報等の発表状況等)に基づき、知事のもとに本部設置が検討されるが、発生の予測が困難な地震災害については、おおむね次の基準により本部を設置するよう本県の地域防災計画(地震災害対策計画)で定めている。

なお、本部の設置については、くらし安全防災局から直接又は各局総務室等を通じて、必要な県各機関及び防災関係機関等へ通報するものであるが、各局等において個別法令で通知を必要とする機関及び災害応急対策活動上通報の必要な連携機関があるときは、各局等が必要に応じて当該機関に通知・通報するものであること。

[地震災害に係る本部設置基準]

本部の設置基準	備考
1 県下全域にわたり大規模な災害が発生したとき 2 津波警報が県下に発表されたとき 3 横浜地方気象台が震度6弱以上を観測発表したとき又は震度情報ネットワークシステムによって震度6弱以上を観測したとき 4 その他状況により必要があるとき	各局及び各地域県政総合センター等は、事態を承知したときは、本部設置決定通知等を待たず、第2次本部体制をとる。
5 津波警報が県下に発表され、又は横浜地方気象台が震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムによって震度5弱若しくは震度5強を観測し、かつ、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき 6 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表したとき 7 その他状況により必要があるとき	各局及び各地域県政総合センター等は、本部設置決定通知に基づき、第1次本部体制又は第2次本部体制をとる。

(2) 本部設置前の体制

災害対策本部の設置前の応急対策については、第1次応急要員又は第2次応急要員等により実施するものであるが、一般的には、横浜地方気象台からの気象警報等に基づく、くらし安全防災局からの連絡により各局及び関係地域県政総合センター等は、所定の配備体制を取るものである

こと。

なお、各局及び関係地域県政総合センター等で地震災害及びその他災害等を覚知し、配備を必要とする事態を承知したときは、くらし安全防災局からの連絡を待たずに所定の配備体制をとり、事態の推移にともない人員の増減を行い、本部設置に備えるものであること。

(3) 本部の廃止

災害対策本部が廃止されたときは、設置通知を行った各機関に対し通知局等からその旨通知するものであること。

2 人事委員会事務局等を本部の部とすること等について（第3条関係）

人事委員会事務局等を本部の部として位置づけたのは、首都直下地震等の大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県民の生命、身体及び財産等を災害から保護するため、神奈川県内の全職員が応急対策活動を行うことを明確にするためであること。

行政組織の改正等に伴い本部の組織等について要綱の改正を要することとなったときは、関係局総務室長等はくらし安全防災局防災部危機管理防災課長に対して速やかにその旨通知するものであること。

3 本部長の代行について（第3条関係）

災害対策本部長（知事）に事故があるときは、副本部長（副知事）のうち神奈川県知事の職務代理の順序に関する規則に基づく第一順位副知事がその職務を代行するものとし、第一順位副知事に事故があるときは、第二順位副知事、第三順位副知事、統制部長（くらし安全防災局長）が順次その職務を代行するものであること。また、これによりがたい時は、政策局長、総務局長以下が順次その職務を代行するものであること。

4 地域県政総合センター所長を本部員とすることについて（第5条関係）

地域県政総合センター所長を本部員としたのは、配備編成計画作成者として職員を動員する立場にあること、現地対策本部長として地域の応急対策活動の中心的な役割を担うこと及び地域拠点としての地域県政総合センターの位置づけを明確にするためであること。

5 統制部の部付について（第6条関係）

健康医療局技監兼保健医療部長、県土整備局道路部長、県土整備局建築住宅部長及び県土整備局河川下水道部長は、統制部の部付として、本部健康医療部又は本部県土整備部の災害応急対策の実施に関する連絡調整を行うものであること。

6 本部員である地域県政総合センター所長と本部会議について（第8条関係）

地域県政総合センター所長は、災害が発生するおそれがあるとき及び災害発生直後に開催する本部会議に出席困難なときは、代理者の出席及び連絡員の派遣に努めるものであること。

なお、本部は、特別の場合を除き県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置されるものであること。

7 副本部員の指名について（第8条関係）

災害対策本部の本部員の複数化については、各局等に選定を依頼し、原則として8級職以上の職員を指定し、名称を副本部員とするものであること。

8 本部連絡員の指定等について（第10条関係）

首都直下地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、大量かつ多岐にわたる情報が防災行政通信網等を通じ統制部（くらし安全防災局）に集中することが予想されることから本部連絡員は、所属部に係る統制部の業務を補助することとしたものであること。

また、勤務時間外等の気象警報発表時等のくらし安全防災局から各局等への情報伝達は、本部連絡員を通じ行うものとなるため、局長等が指定する本部連絡員は3名以上とし、上席の本部連絡員

は、原則として主幹又は副主幹相当職にある者をもって充てるものであること。

なお、本部連絡員の指定後は速やかにくらし安全防災局防災部危機管理防災課へ報告するものであること。

9 配備体制について（第12条関係）

災害対策本部の配備基準は、災害の態様に応じて迅速かつ的確に災害応急対策が行えるよう、災害発生の予測が困難で、大規模災害発生時には、迅速かつ広域的な対応を必要とする「地震災害」と台風襲来時等のように事態が順次推移し、これに対応した情報に基づき体制を整えていく必要のある「風水害等」とに区分けしたものであること。

配備体制は、災害状況等に応じ機能的に対応できるよう災害対策本部では、警戒体制、第1次応急体制、第2次応急体制、第1次本部体制及び第2次本部体制の5段階に区分されている。

なお、各局及び各地域県政総合センター等の配備体制別配備人員については、実態に応じてそれぞれの配備編成計画で定めるものであること。

10 配備編成計画について（第13条関係）

配備編成計画は、応急対策活動を円滑に行うため、局及び地域県政総合センター等としての体制を定めるものであり、非常に重要な計画である。各局長及び各地域県政総合センター所長等は、この計画に所属する職員の配備体制別配備人員、分担業務、勤務時間外の連絡体制、緊急参集等について詳細に定めるとともに所属職員に周知するものであること。

なお、配備職員の事前指定については、勤務時間外等の緊急参集等に対応できるよう職員の居住地、経験等を考慮して行うものであること。

11 配備編成計画（総合防災センター）について（第13条関係）

総合防災センターに関する配備編成計画は、配備編成計画策定要領による。

12 職員の配備について（第14条関係）

職員の配備については、一般的には災害対策本部の設置とともに職員の配備体制が決定され、くらし安全防災局から各局及び各地域県政総合センターへ連絡され、各局等では配備編成計画に基づき職員の配備を行うこととなるが、具体的な配備職員数の決定は、各局等で災害状況を勘案し、計画人員を増減するものであること。

また、第2次応急体制及び第1次本部体制については、職員全員参集の前段階であり、被害の状況によっては県職員全員で応急対策等を実施する可能性があるため、原則として配備職員以外の職員も自己所属と連絡を取り、いつでも所属からの指示に対応できるようにするものであること。

なお、他の局等からの応援を必要とするときは、統制部を通じ要請し、調整を図るものであること。

13 職員の緊急参集等について（第15条及び第16条関係）

職員等は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを承知したときは、自己所属又はあらかじめ指定された場所に参集することとなっているが、あらかじめ指定された場所には、地域県政総合センター、総合防災センターを除き、原則として同一局内の県の機関を指定するものであること。

また、災害等の状況により、自己所属又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、自己の業務に関連する最寄りの県の機関、県庁、地域県政総合センター又は総合防災センターに参集することとなっているが、地域県政総合センター、総合防災センターを除き、原則として同一局内の県の機関に参集するものであること。

自己所属又はあらかじめ指定された場所に参集する職員以外の業務をあらかじめ定めることは事

実上困難であるので、原則として応援に留めるものとし、特に必要があるときは、その職員の経験等を勘案して業務を定めるものであること。

なお、緊急参集時の指揮の代行順位については、可能な限り配備編成計画で事前に定めておくものであること。

14 参集中の業務について（第15条関係）

職員が参集する際には、安全な参集経路を選択するとともに、地震災害、津波災害又は風水害においては、参集経路周辺の被害状況を観察し、大規模な被災状況など応急対策上重要な情報については、参集後に参集場所の責任者を通して災害対策本部又は現地災害対策本部に報告する。ただし、災害の状況によっては参集中に被害状況を観察することは著しく危険が伴うことから、統制部又は各部から連絡があるときはこの限りではない。

また、参集途上において火災、人身事故等に遭遇した場合は、消防、警察等に連絡するなど、適切な処置を行うこと。

15 緊急参集の方法について（第15条関係）

職員は、原則として徒歩、自転車又はバイクで参集すること。

16 緊急参集を免除される職員について（第15条関係）

勤務時間外、休日等の緊急参集時において、次のように参集が困難な職員については、参集を免除することができるものであること。

- ・ 休職者及び休業者
- ・ 育児の必要がある者
- ・ 介護の必要がある者
- ・ 自らが負傷し治療を行う必要がある者
- ・ 家族や近隣居住者等が負傷し、救出・救助活動等を行う必要がある者
- ・ 家族の安否が不明な者
- ・ 発災時に県外・国外など遠方にいるため、参集に多大な時間がかかる者
- ・ その他上記の状況と同程度以上に参集が困難な者

なお、参集できない場合、警戒要員、第1次応急要員及び第2次応急要員は参集できない理由を自己所属へ連絡し、第1次本部要員及び第2次本部要員は参集できない理由を連絡する必要はない。

ただし、参集できる状況になったら速やかに参集すること。

17 現地災害対策本部の設置について（第17条関係）

現地災害対策本部は、原則として本部長から第1次本部体制が指令されたとき設置する。ただし、地震災害にあつては、災害対策本部設置基準に該当するときは、設置を必要とする区域を所管する現地災害対策本部を設置するものであること。

また、現地災害対策本部を設置する場所が被災したとき等特別な場合は、現地災害対策本部は別の場所に設置するものとする。

18 災害対策本部現地災害対策本部（以下「現地災害対策本部」という。）の部制について（第18条関係）

現地災害対策本部の部制は、各地域における県の応急対策実施機関としての現地災害対策本部の位置づけを明確にするとともに、首都直下地震等の大規模災害の発生に伴う通信の混乱等においても構成機関が一つの組織体として応急対策を実施できるよう体制の強化を図るため導入したものであること。

なお、現地災害対策本部が設置された場合において、災害対策本部現地災害対策本部長（以下

「現地災害対策本部長」という。)が現地災害対策本部の行う応急対策活動が現地災害対策本部の一部の部により遂行できると認めるときは、当該部により現地災害対策本部を構成できるものであること。

19 現地災害対策本部の指揮権の代行について（第19条関係）

指揮をとる者として予め定められた職員が参集するまでの間は、緊急参集した地域県政総合センター職員のうち上席の者が順次その職務を代行するものであること。

20 現地災害対策本部の業務について（第20条関係）

現地災害対策本部の業務は、各地域における県の応急対策実施機関として必要な事項であり、その細部業務については、地域の実情に応じ、部長等が定めるものであること。

なお、広域防災活動拠点の運営等に係る現地災害対策本部の各部の役割分担については、地震対策推進委員会において具体的な検討を行うものであること。

21 災害対策本部現地災害対策本部員（以下「現地災害対策本部員」という。）と災害対策本部現地災害対策本部会議（以下「現地災害対策本部会議」という。）について（第21条関係）

現地災害対策本部長は、災害が発生するおそれがあるとき及び災害発生直後に現地災害対策本部会議を開催する場合、参集可能な現地災害対策本部員又は現地災害対策本部員が指定する職員により会議を開催することができる。この場合、遠隔地等で出席できない現地災害対策本部員は、必要な情報を現地災害対策本部に送り込むものとする。

なお、現地災害対策本部会議等は、特別な場合を除き地域県政総合センターの庁舎内で開催するものであること。

22 災害対策本部現地災害対策本部連絡員（以下「現地災害対策本部連絡員」という。）について（第22条関係）

（1）現地災害対策本部連絡員の指定について

構成機関等の長が指定する現地災害対策本部連絡員は3名以上とし、上席の現地災害対策本部連絡員は、原則として主幹又は副主幹相当職にある者をもって充てるものであること。

なお、指定後は、速やかに地域県政総合センター総務部へ報告するものであること。

（2）現地災害対策本部連絡員の職務について

各構成機関等の現地災害対策本部連絡員は、全員が災害対策本部現地災害対策本部事務局（以下「現地災害対策本部事務局」という。）につめる必要はないが、被害状況及び応急対策の実施状況等を現地災害対策本部事務局に報告するとともに、状況により所属部に係る現地災害対策本部事務局の業務を補助するものであること。

23 第17条に定める以外の現地災害対策本部（第23条関係）

横浜、川崎地区が被災したときには、両市が政令市であり、かつ、県庁近傍であることから、両市にかかる調整等は、災害対策本部において行いうる。しかし、県庁が被災したとき等特別な場合は、災害対策本部が別のところに置かれる事から、第17条に定める以外の現地災害対策本部を横浜川崎地区に設置する必要があること等から第17条以外の現地災害対策本部を設置できるものとしたものである。

なお、その組織等について、別に定めることとしたのは、県庁が被災した等の特別なときを想定しているので、派遣可能な職員、関係県機関等を鑑みて、その都度設置する必要があるためである。

24 現地対策本部について

現地災害対策本部は、災害対策本部が設置された場合に、各地域における災害応急対策を円滑に実施するために設置されるが、現地対策本部は、災害対策本部の設置に至らない局所的災害である

が、災害応急対策上、各機関の連携による応急対策の実施が必要な際に設置するものである。

また、現地対策本部は、災害対策本部の設置に至らない局地的災害について設置されるものなので、特に必要と認められるときには、関係地域県政総合センター所長の進言によっても設置するものとする。

なお、本通知の第17項、第19項、第20項、第22項の規定については、現地対策本部においても準用するものとする。

25 災害対策本部と水防本部について

台風等の風水害時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部と水防法に基づく水防本部が設置（活動）できることになっている。いずれも本部長は知事となっているが、災害対策本部は全庁的組織であるのに対し、水防本部は県土整備局中心の組織である。

従って、災害対策本部が設置されたときの水防本部は、災害対策本部の県土整備部の組織として活動するものであること。

26 災害対策本部と石油コンビナート等防災本部について

大規模地震災害発生時には、知事を本部長とする災害対策基本法に基づく災害対策本部と石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部を設置（活動）することになるが、統一かつ総合的な応急対策活動の確保を図るため、必要に応じ合同の本部運営を行うものであること。